

森林犯罪告発人制度管見（二）

—— 領邦国家と農村共同体 ——

若曾根
健
治

森林犯罪告発人制度管見（二）

- 一 問題の提起及び若干の予備的考察
- 二 「仲間警察」と森林犯罪告発人（以上、二十九号）
- 三 「領邦警察」と森林犯罪告発人
第一 一五〇二年森林令とその周辺（以上、本号）
第二 森林犯罪告発人の設置をめぐって
- 四 むすびに代えて

三二

一 森林犯罪告発人は、一五〇二年四月二十四日（インスブルック発）マクシミリアン一世（一四五九—一五一九年）「一四八六年ドイツ国王、一四九三年ローマ皇帝」が出した森林令によって設けられた。^①マクシミリアンが大公ジグムントの退位を受けてグラーフシャフト・テイロールの領邦君主に就いて十二年目のことである。

長文にわたる本森林令は二部からなっていた。前半は森林官レーオポルド・フックスマークに向けた訓令（„Instruction“）を指しており、これは森林令全体の三割部分を占め、後半が全二十三箇条に及ぶ森林法令（„unser ordnung“）であった。森林犯罪告発人の設置を定める箇条は、この森林法令の冒頭に置かれていた。以下で、訓令と区別してとくに本森林法令（いわば、狭義の森林令）を指したときは一五〇二年（森林令収載）森林法令と称し、同様の趣旨で訓令については一五〇二年（森林令収載）訓令と呼ぶ。両者を区別する必要がないときは、たんに一五〇二年森林令（いわば、広義の森林令）と呼んでおきたい。

前稿（一）発表後ずいぶん間が開いたので、ここで、一五〇二年森林法令の冒頭箇条を再掲しよう。

「農民団体は各部落において（„in ainem yegklichen oblat“）当該部落「を含むラント裁判区」の裁判官の同意を得て毎年、自らの中から二人を告発人に決定し（„zu ruegern fürnemen“）選出する「べし」。彼ら「二人の告発人」が「共同地森林の利用にかんし農民団体を」監視する「べし」。これにより朕の以下に定めし「森林」

令は生命を保持し且つ遵守されることになろう。そして「告発人は」かかる「朕の森林令に定められし」ことに違反せし者を「ラント」裁判官及び朕が任命せし「共同地森林」森林官に申告する「べし」。こうすることによって「森林令」違反者は処罰されることになろう。ところで裁判官は、このように「農民団体自身によって」決定される二人「の告発人」を「本来はただ」確認する「に止む」べし。しかるに、農民らが何びとをも「告発人に」決定しようと思ふときは、裁判官は、彼らの中から二人「の告発人」を自ら「独自に」選出し、且つその者らにたいし、右に述べられしこと「＝森林令違反者の申告」を毎年行なうべく命令する権限を持つべし。」

森林利用規制については諸問題あるなかでなかならず森林犯罪告発人の設置が領邦政府にとってとくに重要な問題であったことは、一五〇二年森林法令の冒頭に関係箇条が置かれたところからわかる。本条は、森林犯罪告発人の選出について大きく前段、後段にわけることができる。農民団体は告発人を選出するよう命じられ（前段）、農民団体による選出がおこなわれぬときは、ラント裁判官がその選出にあたるよう命令を受けている（後段）。

農民団体自身による告発人の選出をめぐる諸問題は、前節でとりあげた。本節であつかうのは、ラント裁判官による告発人の選出をめぐる問題である。ただ、これに直ぐ移る前に、前節で明らかになった主要点をまとめておこう。「領邦」森林令（後述）である一五〇二年森林令において村民に「森林犯罪告発人」の選出が委ねられたのは、一般に領邦君主が農村共同体の既存の「仲間警察（ポリツァイ）」組織および作用を高く評価し、あるいは評価せざるをえなかったことに基づくものと考えられる。林野におけるこの「仲間警察」の組織および作用とは、農民共同体の一員たる村役人（「野番」）が森林犯罪者を農民共同体に告発するところにあられる。村民は、あたかも自己の身体が損傷を受けたかのように、共同地が被った損害について自己を直接の被害者と感じとったからである。²⁾

こうした、「野番」に求められていた告発任務の一部は、一五〇二年森林令で設けられ、農民共同体によって選任される「森林犯罪告発人」に移っていく。ここでは「森林犯罪告発人」は裁判官、共同地森林官に向けて告発をおこなう。その一方で、「野番」は農民共同体に向けては、従来通り、森林犯罪者を告発する任務は果たし続けたものとおもわれる。このように「森林犯罪告発人」の設置に繋がっていた「仲間警察（ポリツァイ）」——ここに働いていた観念とはなんであったろうか。それは、「損害の衡平分配」観念であり、共同地の利用において村民のある者のみが利益を享受しある者のみが損害を被るということがないことであった。こうした考え方を実現することを通して、村民は、「自家の必要」による共同地（森林）利用をできるかぎり可能なものとし、これが可能になるように利用を規制していった。このところに、「仲間警察（ポリツァイ）」の意義が認められたのである。³⁾多少長くなったが、前節で明らかにした大筋のところは、以上の通りとなる。

そこで、本節における、ラント裁判官による告発人の選出問題である。ラント裁判官による告発人の選出が命じられている背景には、どのような事情が潜んでいるのであろうか。この点を推測してみるに、こうではなからうか。領邦政府は森林犯罪告発人の設置を農民団体に委ねる（右、本条前段）が、しかしその選出は農民団体にとってはかならずしも歓迎すべきことではなかった。したがって、選出が順調にはいかぬことは少なからずあったであろう。選出が現実にもしくは容易にはおこなわれぬときは、これに対応する規定を設けておく必要がある——こうした事情である。この事情があるのを予想して、ラント裁判官による選出が命じられた（本条後段）、ということである。そこで、本節では、推測しうる、このような事情を頭において本条後段をめぐって考察をおこないたい。

ところで一五〇二年森林令史料はテイロール国制史・農業史家ヘルマン・ヴォッフナーが著書（一九〇六年）の巻末史料篇において初めて公刊したものである。そこで、まず、その彼が森林犯罪告発人の設置問題についてはど

う述べていたのかをみておこう。テイロール領邦君主の森林権・狩猟権・水利権、なかんずく森林権をめぐる考察として現在でもなお十分通用しうる本著において彼は、当の問題に関しては、ただ次のように簡単に指摘するのみであった。森林官は政府派遣の森林巡視委員の長として森林の巡回・巡視に従事したが、そのおり、巡視の現場において、森林令を農民団体のメンバーに読み聞かせると共に、「農民」共同体によって選ばれた森林犯罪告発人がおこなう「森林犯罪告発状況の」報告を聴取した」と。⁴⁾

ヴォッフナーの発言には、告発人の設置をめぐる推測しうる事情や、またこの事情を考慮に入れて関係の規定を置いた領邦政府の思惑などについては、言及はみられない。彼以外の研究者についても、事情は変わらない。本節は、ヴォッフナーらに代わって、森林犯罪告発人の設置をめぐる領邦政府のこうした思惑について、また思惑の背後にあるものについて、いささか日本近世・明治初期の事情も参照し、若干の考察を加えるものである。

第一 一五〇二年森林令とその周辺

二 その若干の考察については、後述の「第二 森林犯罪告発人の設置をめぐる」において論及するが、これに移る前に、一五〇二年森林令に関し前稿の第一節、第二節で十分には述べえなかつたところを、この場を借り、「第一 一五〇二年森林令とその周辺」として、考察したい。森林史・森林行政史・森林立法史に関わる多様な側面を、その一端ではあれ、あらかじめみておくことは、告発人設置の意義を考えるのに役立つからである。

（一）一五〇二年森林令の位置について

ヴォッフナーによれば、ドイツ語圏における最古の領邦森林令はテイロールから発せられ、これが一五〇二年森

林令であり、もう一つがその十年前の一四九二年の森林令であった⁽⁵⁾。一四九二年、一五〇二年のティロール森林令が彼によって刊行に付され広く明るみにだされるまでは最古の領邦森林令としてはヴェルテンベルク（一五一四、一五一九年）、ザルツブルク（一五二四年）、ブランデンブルク・アンスバッハ（一五三一年）の諸森林令があがっていた⁽⁶⁾。少し前まで、そのように紹介されていた。ミシエル・ドヴェーズはその『森林の歴史』（一九六五年）において「十六世紀中にひんぴんと公布された」森林令の一例に一五二四年のザルツブルク森林令は掲げているが、ティロール森林令はあげていない⁽⁷⁾。とはいえ、ドヴェーズがティロール森林行政にまったく無理解だったわけではない。というのは、「工業地帯では、木材供給を増大する必要から、他の土地よりも厳格な規律を設けることを余儀なくされた」という例に、ザルツブルクと並んでティロールをあげ、しかもこの領邦について「十五世紀中にすでに、首席林務官 (Obriſt-Forſt-Meiſter) が出現した」とも指摘していたからである⁽⁸⁾。後述の⁽⁹⁾、一四八四年七月六日付け訓令の名宛人となっていたティロール領邦林務官が、まさにこうした一例にあたる。

他方、今日では、クルト・マンテルの『十六世紀森林史』（一九八〇年）⁽¹⁰⁾、カール・ハーゼルの『森林史綱要』（一九八五年）⁽¹¹⁾において、一五〇二年のティロール森林令は、中央ヨーロッパ森林立法史の中に、はっきりとした位置を占めるに至っている。

右のマンテルの研究の一つには十六世紀ドイツ諸領域のフォルストオルドヌンク（またとくにハイデルベルクのフォルストオルドヌンク）に基づき、もう一つはノエ・モイラー (Noe Meurer [一五二七—一五八三]) の活動およびその著作をてがかりに十六世紀森林法史を考察した。モイラーはテュービンゲン大学を経てシエナ大学で両法博士となり、一五四九年以後プファルツ選定侯領の評議官を勤めた。『森林高権に（こ）して („Von Forſtlicher Oberherrlichkeit vnd Berechtigkeit“)』(一五六〇年) などの著作があった⁽¹²⁾。

マンテルのこの書物はずいぶん浩瀚なものであり、本稿ではとりあげることはできず、別途考察をおこないたい。ここでは、わが国で翻訳があり、一部マンテルの研究に依拠したハーゼルの関係所論を、一五〇二年ティロール森林令に目をとめつつごく簡略にみてみたい。ただ、マンテルについてひとこと述べれば、彼は著書の文献一欄では、前述ヘルマン・ヴォッフナーの研究をあげていない。彼が一五〇二年森林令の存在を知ったのは直接には、後述するハインリヒ・オーバークラウフの著作（一九五二）からであるようだ。また彼はハーゼルと同様、一五〇二年ティロール森林令自体にはたちいった考察は加えていない。

さて、ハーゼルの関係所論である。彼は、中世から近世初期にかけての森林関係法として（a）判告法（Weistum）の他に、（b）ヴァルトオルドヌンク（Waldordnung）、（c）フォルストオルドヌンク（Forstordnung）をあげる。このうち十一世紀中葉から一六〇〇年に至る時代について森林利用の規制を定めた（a）判告法は（旧西ドイツ領域について）その数六二九におよんでいた。判告法が書きあらわされた時代には、マルクゲノッセン（Markgenossen「共同地利用者」）による無制限、あるいは無規律なる森林の利用は、すでにごく稀な現象になっていた。とくに注目すべきは、「外国への」木材の売却が禁じられたことである。¹³⁾

さらに（b）ヴァルトオルドヌンク、（c）フォルストオルドヌンクに関していえば、後者（c）は「領邦君主の、フォルストホーハイト「森林高権」に基づいた法令」言い換えれば「近代的な意味の領邦条令（Landesgesetze）」の一つである。¹⁴⁾これに属するものとしてハーゼルは、一四四二年（シュパイア司教領）から一五九七年（マルクグラーフシャフト・オーバークラウジッツ）に至る三十三余りの“Forstordnungen”の一覧を掲げた。一五〇二年ティロール森林令は、この中に収まっている。これにたいし前者（b）は「ある特定の森林地域を対象に当該土地の（聖俗の）領主（Herrschaft）が森林経済を規制するために発した命令」であり、その最初期のものに、エルザス、

マウエルスミュンスター (Mauersmünster) 修道院の森番に向けた訓令 (一一四四年) がある。この他の事例に、ニュルンベルク帝国森林のための皇帝の指令 (一二〇九—一二六〇年)、ルスハルト („Lusshardt“) のためのシユパイア司教領の森林法 (一四三九年)、トートナウ („Todtnau“) のための聖ブラジエン修道院の法令 (一四六四年) など一四九五年に至る諸例があげられている。一二五〇年から一六〇〇年に至る時代に一八〇余りのヴァルトオールドヌンクが確認される。¹⁵⁾

以上がハーゼルの述べるところである。ここで一つの問題がだされよう。(a) 判告法・(b) ヴァルトオールドヌンク・(c) フォルストオールドヌンクの関係問題である。まず (a) 判告法と (b) ヴァルトオールドヌンクとの関係である。ハーゼルによれば、たとえばたちは (a) 判告法として書きあらわされていようとも当該森林利用規制法はじつさいには (b) ヴァルトオールドヌンクとしばしば重なることがあった。¹⁶⁾ では、(b) ヴァルトオールドヌンクと (c) フォルストオールドヌンクとのあいだはどうなるのであろうか。この点については、言及はない。ハーゼルの、森林立法史は「判告法からフォルストオールドヌンクへ (vom Weistum zur Forstordnung)」と推移するとみる。では、(b) ヴァルトオールドヌンクと (c) フォルストオールドヌンクについても、(b) から (c) への移行がみられるのであろうか。この点は、よくわからない。

しかし、ともあれ、(b) ヴァルトオールドヌンクと (c) フォルストオールドヌンクとは、(a) 判告法と (b) ヴァルトオールドヌンクと同様重なることがあるのは十分理解できる。だいいち十六世紀は (b) と (c) のいずれの時代でもある。(b) と (c) のいずれも「森林経済の規制のために (zur Regelung der Waldwirtschaft)」発せられた。また最初期のものとしてあがっていたエルザス、マウエルスミュンスター修道院のヴァルトオールドヌンクは森林役人にたいする「訓令」であった。後述するように、森林訓令とフォルストオールドヌンクとはほとんど重なる

る場合がある。ただハーゼルによれば、大きな相違は、こうなる。 (b) ヴァルトオルドヌンクは個々の森林を対象としていた（上記）のに反し、(c) フォルストオルドヌンクは「比較的広域に」¹⁷ 公布された、と。例えば、同じくシュパイア司教領に関係していても、ルスハルト („Lusshardt“) のための森林法（一四三九年）は前者 (b) に、一四四二年の法令は後者 (c) に属するものとして位置づけられていた（上述）ように。

しかしながら、適用対象の森林地域が広いか狭いかといった点から、(b) ヴァルトオルドヌンクと (c) フォルストオルドヌンクとを区分するのは、なんといつても、相対的な意義しかもたぬであろう。適用されるべき森林地域が広がるが、狭かろうが、当該森林地域が聖俗領主や領邦君主によって重視されたがゆえに、規制が加えられることになったからである。フォルストオルドヌンクに定められた森林利用規制法が、領邦のラント法典 („Landesordnung“) の中に組み入れられ、領邦全体が視野に置かれるに至るまでは、対象となる森林地域の広狭いかなは、(b) ヴァルトオルドヌンクと (c) フォルストオルドヌンクとを区分するうえで意義は小さいといわねばならない。もし、ハーゼルのように、森林地域の広狭を問題とするのならば、次の問題について考察する必要がある。一方 (ヴァルトオルドヌンク) では規制の対象が個々の森林地域にとどめられ、他方 (フォルストオルドヌンク) では比較的広域の森林地帯が規制の対象となったのは、なぜなのか。この理由が両者間でどのように相違していたがゆえに、対象森林地域の広狭が生じたのであろうかと。

この問題はわれわれとしても今後考察を加えていかなばならぬが、さしあたって本稿では (b) (c) をとくに区別せず、両者あわせて「森林令」と呼んでおきたい。イン河流域の森林といった、比較的広域に及ぶ（後述）一五〇二年森林令と同様に、後述する、一裁判区の裁判官に宛てたブリクセン司教の一訓令もまた「森林令」を意味するといふように。

もし、ハーゼルの所論にしたがい (b) ヴァルトオルドヌンクと (c) フォルストオルドヌンクとをわけ、そのうえで、森林立法史は (b) から (c) へと推移するとみようとするのならば、このことは、森林利用史・森林利用規制史のありようと関わらせて考える必要がある。

そこで、この問題に多少ふれておきたい。ヨーロッパ、そしてドイツにおける森林は、さしあたって中世以来十八世紀までをとってみると大きく三形態の利用史を経てきた。(i) 狩猟地・放牧地としての森林、(ii) 燃料・家屋建築等のための生活用材や樹脂などの供給地としての森林、(iii) 産業用材をもたらす森林——こうした森林の利用である。では、このような利用形態史のもとで森林はいかなる運命をたどったのであろうか。森林の歴史は大筋、(イ)〈森林犠牲・破壊〉の時代から(ロ)〈森林危機〉の時代へ、と推移したとみてよい。

(イ)〈森林犠牲・破壊〉の時代は、主として右記 (i) および (ii) による森林利用形態が中心となっていた。またこの時代は、森林伐採と、伐採採取後の森林地の焼き払いによる森林開墾の時代でもあった。人口の増加にしたがう人口密度の上昇にともなって、農地・放牧場・牧草地の需要が広がったために生じた、森林の開墾である。したがって、この時代の森林利用規制法は、森林開墾に規制を加えること、すなわち開墾の禁止、もしくは無許可開墾の禁止⁽¹⁸⁾に重きが置かれた。

(ロ)〈森林危機〉の時代は、とくに、木材の需要が著しく増大することで迎えることになる。森林利用のありようとしては、上記 (iii) の形態が中心となる。もちろん、(i) および (ii) による森林利用も継続して起こってはいた。この時代には、伐採・開墾や木材売買にたいする規制の他に「被伐採地への再植林 (reboisement)・「人工造林」⁽¹⁹⁾が求められた。木材の著しい需要は産業用燃料材の需要の増加によっていた。なかんずく冶金業・鋳山業・製塩業——これらは〈森林犠牲・破壊〉の時代から続いていたが——の進展、そして新たに窯業・ガラス工

業の進出による燃料材の需要の増加である。⁽²⁰⁾ この場合、森林危機は、産業を維持するのに必要な用材の伐採が度々濫伐暴採 (Raubbau)⁽²²⁾ に陥ることによって起きた。こうして、森林を保護——しかも持続的に——せざるをえなくなる。というのは、樹木が十分成長するには、いうまでもなくずいぶん時間を要するからである。

(イ)〈森林犠牲・破壊〉の時代と(ロ)〈森林危機〉の時代を区切る節目となっているのは、もちろん国・地域によって開きはあろうが十五世紀後期・末期から十六世紀前期・後期にかけてのころとみてよい。これをハーゼルの上記所論に係らせていえば、前者(イ)をヴァルトオルドヌクの時代、後者(ロ)をフォルストオルドヌクの時代と言い換えることができない。いずれにせよ、そうした中で、ティロールの1502年森林令がフォルストオルドヌクの比較的早期の一例に属しているのは、疑いない。

ハーゼルの所論に関わるのはこれまでにとどめて、最後に、ティロール森林史研究における1502年森林令の意義について、付言しておこう。同森林令の存在についてはヴォッフナー以前にすでにユリウス・トゥルブリックが注目し、⁽²³⁾ ヴォッフナーの著書と同年に発表された論文において改めて同森林令に考察を加えた。⁽²⁴⁾ その後カール・ケヒトの学位請求論文における言及を経て、⁽²⁵⁾ ハインリヒ・オーバーラウフのティロール森林史研究において同森林令の意義は、今日定着してきている。⁽²⁶⁾ ペーター・ブリックレが、1500年ころ例えば、としてこう述べたとき、ティロールについては本森林令が念頭にあったであろう。いわく、1500年ころ例えば、選定侯領ザクセン、大公領ヴェルテンベルク、グラーフシャフト・ティロール、ザルツブルク大司教領において森林令が成立した。これら森林令は、それらがそれぞれ詳細な箇条を抱えていたため、また多数筆写されて諸領邦に伝わることで、森林が領主、人民にとって大きな関心の的となるのに寄与した、と。⁽²⁷⁾

(二) 一五〇二年森林令の影響について

一五〇二年森林令の、以後の影響について一言したい。本森林令は十六世紀以降グラーフシャフト・ティロールにおける森林経済・森林行政にとって基準たる地位を占める。近くは十年後一五二一年一月九日(インスブルック)付け森林令⁽²⁸⁾は、共同地森林森林官ハインリヒ・ヴウエスト(Heinrich Wuest)——彼はハル製塩所の元書記であったが同年一月七日マクシミリアン一世によって共同地森林の森林官に任命されていた——向けの訓令と森林法令とからなり、訓令と森林法令のいずれも一五〇二年森林令がほぼ踏襲されていた。むろん告発人制度も自動的に継承された。その後、本森林令は、一五三二年(四月二十六日)ティロール領邦令(Landesordnung)——これは、一五七三年(十二月四日)および一六〇二年(九月十九日)の領邦令に引き継がれた——に収められた(第四書第八章)。また一五五二年(八月十七日)には改定を受けた。この十年前の一五四一年(三月十六日)にはフェルディナント一世によって官有林令(„Holz- und Amtswaldordnung“)が発せられた。レーオポルト一世発布の一六八五年のティロール一般森林令は、これら一五五一年の改定共同地森林令と一五四一年(三月十六日)の官有林令とからなった。こうして一五〇二年森林令の適用対象は、イン河およびヴィップ渓谷の森林から領邦の全森林へと広がった。上記一般森林令は、〈全森林は君主の所有物である〉と公式に宣言した⁽³⁰⁾。そして後代一八三九年の暫定森林令すら、一部分ではあるが、一五〇二年森林令に依拠していたという⁽³¹⁾。

のみならず、告発人制度だけをとってみると、南ティロール関係の森林令にも引き継がれた。このことを示すのが、一五二一年九月十六日(インスブルック)ローマ皇帝カール五世発布の、上部フィンチュガウ、グルルス(Gurms)西、ミュンスタール渓谷のラント裁判区タウファース(Taufers)——この裁判区は鉾山を抱えていた——のための森林令⁽³²⁾である。一般に、ブレンナー峠南の南ティロールにおいては、イン河畔の北ティロールとは別に、早くから

森林行政が、とくに訓令を通して実施されていた。これを示す一例に、メラーン西方、エッチュ溪谷下部フィンチュガウ、パルチンス (Partchins) 教区に関する一四六五年森林令 (後述) がある。またジグムント・クラフト (エッチュ溪谷林務官 [„vorstmeister“]) への訓令 (一四八四年七月六日 [インスブルック]³³)、ハンス・シユヴァッツァー (メラーンおよびエッチュ溪谷森林役 [„vorstknecht“]) に向けた訓令 (一五二三年九月五日 [同]³⁴) が知られる。南ティロールにおいては、森林に乏しい近隣イタリア、なかならず急成長を遂げたヴェネツィアが用材を求めた関係から、とりわけ商業主義 (言い換えれば「木材の商品化」)³⁵ の問題——木材を売買の対象にし、あるいは木材を担保に供すること³⁷——が当時領邦森林行政の中心課題に属していた。木材売買によって生じた鋳業用木材の不足に対応しなければならなかった。かくして「鋳山裁判官の許可なくして木材売買を犯す者のあるときは、重刑に処せられる」ということになるのである。³⁶

ともあれ、上記タウファース裁判区の森林令に、告発人制度が導入された。裁判区の臣民は毎年村落毎にタウファースの長官と鋳山裁判官の同意をえて自らのなかから二名を告発人に („zwen aus inen zu rüegern“) 選出すべし、選出された告発人は長官と裁判官から確認を受くべし、もし臣民が選出を望まぬときは長官と裁判官が自ら臣民のなかから二名を選び、この者らが告発人として一年間任務に就くよう命ずるべしと。その任務とは、告発人は森林令違反者を、政府派遣の森林巡視委員に告知する („das unsern umbreibern anzutzaien“) ことである。それによって、違反者は処罰³⁸ („gestrafft“) れ、これによって君主の森林令 („unser ordnung“) は遵守され、生命を保ち続け („gelebt unnd nachgegangen“) る、と。本森林令によると、タウファース裁判区では、開墾地をつくるための、著しい森林焼却が起きており、これが問題となっていた。したがって、森林焼却行為は森林犯罪に属し、行為者を告発することは、告発人の任務の一つとなっていた。

以上、タウファース森林令における告発人制度は一五〇二年森林令のそれを継承していた。また一五四五年二月十四日（インスブルック）に、メラーン北方、パッサイア（Passerai）溪谷、および同溪谷最上流シュネーベルク（Schneberg）——南ティロールにおいてゴッセンザス（Gossensass）と並ぶ鉱山業の土地——のための森林令が発せられた。この法令は、従来シュネーベルク鉱山業のために用いられてきた森林には属さぬ森林、すなわち共同地森林（後述）を対象とする。この中で、森林官は毎年二回同森林を巡視するよう命じられる。それは、開墾のために森林を焼き払ったり、樹皮を剥いだり（樹木を枯死させるのが目的だ）する者を発見し、この者を処罰するためである。また、本森林令は裁判集会において、あるいは教会の前などで読み上げられ公けにされる。これを受けて農民団体は、毎年一人の告発人（„Rieger“）を選任しなければならない、と命じられる。⁽³⁹⁾ なお同日に、シュネーベルク鉱山業のための森林令が鉱山官カスパル・ドルファーに向けた訓令として発せられた。⁽⁴⁰⁾ この森林令（と同時に訓令）は、同鉱山業に所属する森林に適用されるものであった。ここには、告発人については言及がみられない。告発人は、鉱業所属林とか官有林とかではなく、共同地森林に置かれるべきものであったことが、そこからは、わかる。

(三) 一五〇二年森林令が対象とする森林——共同地森林

一五〇二年森林令は北ティロール、イン河全流域の森林およびヴィップ溪谷（ブレンナー峠方面からインスブルック北のイン河に流れ込む支流）域の森林を規制の対象とした。グラーフシャフト・ティロール領内を流れる主流域と一支流域の森林であった。ただし、(i) ハル（インスブルック東方、下部イン河）の製塩所とシュワーツ（同）鉱業所に所属する森林——以下では、あわせて鉱業所属林と呼んでおこう——は、本森林令の適用の外に⁽⁵⁰⁾

nicht zu unsemr phannhaws zu Hall und perckwerckh Swats gehörn“) あつた。(ii) 修道院⁽⁴¹⁾とか、市民とかの私有林も対象の外にあつた。(iii) 君主直属の森林、すなわち禁制林・官有林（日本史でいえば「御林」）も該当しなかつた。

本森林令によれば、(i) 鉱業所属林・(ii) 私有林・(iii) 禁制林官有林の他の森林が「共同地森林 („gemaynen wälden und höltzern“)」であり、本林を管掌する森林官吏が「朕の共同地森林森林官 („unser gemainer waldmaister“)」である。これにたいし鉱業所属林は „ambts pan oder perckhwäld“ (官有林あるいは鉱業林) とされ、共同地森林森林官以外の森林官吏は「朕の他の森林官 („andern unsemr waldmaistern“)」と呼ばれた。右の「共同地森林」・「共同地森林森林官」の呼称は、本森林令によって初めて導入された。一五〇二年森林令は共同地森林を対象とした森林令であつたことが、その前身とみられる一四九一年、一四九二年の森林令（後述）と比べて、本森林令の特徴となっている。

ただし、右で「共同地森林」の呼称は一五〇二年森林令によって導入されたと書いたのは、イン河流域の森林についてである。他の森林では、共同地森林の呼称はすでにみいだされた。これを示す一訓令がある。一四九一年四月二十五日（インスブルック）にブリクセン司教メルヒオールがブリクセン東方リューゼン（Lusen）裁判区の裁判官ペーター・レービングに宛てたものである。しかも、ここには様々の所有関係・利用関係にある森林が列挙され、森林全体の中における共同地森林の意味を多少とも窺うことができる。それらは、(a)「(司教の)禁制林 („unsemr panwelden“)」・(b)「共同地森林 („gemainen welden“)」・(c)「(農民) 共同体の森林 („gemainde“)」・(p)「私有林 („seinen walden“ ; „seinem aigen“)」である。⁽⁴²⁾このようにあげられているところからみるに、「共同地森林」とは、複数の農民団体の成員が利用する森林を指している。一五〇二年森林令が対象としたイン河全流域の森林、およびその

主要な一支流の森林は、いうまでもなく、複数の農民団体が利用する。この場では、上記リューゼン裁判区内の各森林についてその利用規制のありようには言及できないが、ただ、問題の共同地森林にみられた規制についてはふれておこう。

一四九一年の右訓令によれば、共同地森林においては、建築用材としては使いものならぬ樹木を自家用の燃料用材として伐採することは許された („zu seins hawss nochturft das holtz, so zu zymern nit nutz ist, zu prenholtz slagen mug“)。ただし若木 („das jung holtz“) は伐採できぬ。違反者は処罰 („bey der obgeschriben peen“) され、伐採木一本について一 „phundt perner“ の罰金を支払わねばならない。木材売買のため („auf den kawf“) の伐採は、司教の許可を要する。この点は、私有林についてもあてはまった。

一五〇二年森林令では適用外となったハル製塩所林⁽⁴³⁾、シュワーツ鉱業所林に、固有の森林令が公布されていたかどうかは、よくわからない。本森林令によれば、それらの森林に関係する違反事件について罰金 („straffen“) の徴収は「従前どおりおこなわれるべし („mit denen sol es wie von alter herkomen ist, gehalten werden“)]とあった。ここからは、関係の森林令があったかどうかは判然としない。ただし、ハル製塩所、シュワーツ鉱山所がそれぞれ固有の森林官を抱えていたことは、ある訓令からわかる。一五〇三年九月十六日(インスブルック)の、イン河森林長官ハンス・ヴァルヒ宛ての訓令 („Instruction unsers getrewen Hannsen Walchs unsers waldmaisters uber unser wildpenn vörstpan und awholtzer in unserm Obern und Nidern Intal“) ⁽⁴⁴⁾にある。ハンスは、上部下部イン河流域の、とくに官有林 (Antswälder) について設けられた森林官であった。一五〇二年森林令でレーオポルド・フックスマークがイン河全流域の共同地森林森林官として訓令を受けていた(既述)が、いわばその向こうを張って設けられた恰好になる。こうして、イン河流域の森林をめぐる、レーオポルド

とハンスとは並び立つ存在となった。

ともあれ、ハンス宛ての訓令——本訓令については、改めて後述でとりあげるであろう——には、彼と共通の任務に就く者として製塩所および鋳業所の森林官がみえ（„mitsamt den waldmaistern unners phannahwss zu Hall und perckwerchs zu Swatz“）⁴⁵。ということになると、鋳業所属林についても、訓令を含め、固有の森林令が発せられていたとも考えられる。少なくとも、鋳業所属林に関わる法的慣習は存在していたことは、疑いなかろう。

もちろん、シュワーツ鋳業所（またその近隣のファルケンシュタイン鋳山）⁴⁵について、鋳山令が一四四七年八月十日付けのものを皮切りに度々発せられ、また鋳山官宛て訓令も出されたので、そのなかに森林関係諸規定が入り込んでいる。一例に、一四四九年七月二十六日付けの鋳山令における森林関係の諸箇条が知られる。⁴⁶

それはそれとして、ここで一点注目したいのは、裁判については、ハル製塩所、シュワーツ鋳業所に所属する森林は上記の通り一五〇二年森林令の適用外とされた。にもかかわらず、本森林令はこう定めていた。共同地森林における森林犯罪にたいしてはラント裁判所が裁判権を持ち、犯罪者はラント裁判官に罰金（„puess“）を支払うべし、ただし、これに不服のあるときは、「ハル製塩所の裁判所に（„fur den Stain in unserm phannahwss zu Hall“）上訴すべし、かつ、当裁判所において敗訴するに至りし者は、裁判に要した訴訟費用をハル製塩所に支払うべし、と。森林行政・鋳業行政を通して共同地森林に影響力を行使せんとする領邦君主の意図を、ここにうかがうことができる。またラント裁判所における審理には、森林官が臨席する（„in beywesen unner waldmaisterr“）⁴⁷よう命じられる。こうなると、ラント裁判官と森林官の軋轢、また森林官の勢力の進出——例えば、森林官による、森林犯罪告発人の選任（後述）——などの問題が浮上してくる。鋳山業（採掘業・熔

鉱業) 労働者と農民との折り合いの問題もまた、君主の課題となる。右述の諸問題の一部は後述で多少はふれるものの、本稿ではたちいらぬ。

領邦君主のこうした諸課題が解決をみるには、紆余曲折を覚悟せねばならぬであろう。ともあれ、最後に指摘したいのはこうである。従来共同地森林は近隣農民団体によって一定の規律を伴いつつも自由な利用に供せられてきた。また金銭収入目当ての、つまり商業目的の木材売買も起きていたであろう。⁽⁴⁸⁾しかし、他方で、一五〇二年森林令の時代には、「森林と水流とはすべて君主の所有に帰するものなり („das wald und pach alle der herrschaft sein“)」——上部イン河における森林巡視委員の報告(後述)にあった言葉——の観念の下に同森林は、しだいに〈お上〉のポリツァイに取り込まれていくことになること、このことである。

(四) 「広域」森林令・「地域」森林令・「領邦」森林令

一五〇二年森林令が規制の対象とするのは、イン河全流域、およびその一支流域の森林であった。言い換えれば、〈広域にわたる森林〉であった。この、広域森林を対象としていた点では、一五〇二年森林令は「領邦」森林令と呼びうるかも知れない。しかし他方で、南ティロールを含めたグラーフシャフト・ティロール全域の森林にはおよんでいないため領邦森林令とは呼び難いところもある。この点では、一四九一年四月二十五日ブリクセン司教による訓令(既述)の対象になっていた森林についても、同様である。これは司教領国の全森林ではなかった。訓令はブリクセン東方の一裁判区の裁判官に宛てられていた。

グラーフシャフト・ティロール内の教区、ラント裁判区、ヘルシャフト、村落を単位に発せられた森林令も、同様の意味で、領邦森林令とは呼び難い。これらを当面管見のかぎりでは、(a) 南ティロール、(b) 北ティロールと

にわけてあげると、以下のようになる。

(a) 南ティロールについては、(i) すでに一四六五年五月二十七日（インスブルック）大公ジグムントによってメラーン西方のパルチンス（Partchins）教区——ラント裁判区としてはメラーン裁判区——内の森林を対象として森林令が発せられた。⁽⁴⁹⁾ また(ii) ラント裁判区タウファースのための一五二一年の森林令（前述）⁽⁵⁰⁾ があつた。さらに(iii) ブレンナー峠南、ラント裁判区シュテルツィングの森林令（一五二七年十月二四日「インスブルック」）⁽⁵¹⁾ がある。その中で、タウファースおよびシュテルツィングの各森林令は〈森林Ⅱ鉱山令〉と称してよいほど、鉱工業維持の点から森林利用を規制する諸箇条を含む。現にタウファース森林令には「森林および鉱業の法（„holz- und pergwerchrecht“）に定められているように」といった言葉がみえる。⁽⁵²⁾ またシュテルツィング森林令の冒頭箇条には、こうある。「鉱業および熔鉱業の必要から（„zu notdurft des pergwerchs unnd schmelzwerchs“）かつて制定された諸法令は、本「森林」令によって廃止されることあるべからず」と。他方農民、すなわち保有農（„lehen- noch pawman“）は保有農で、「自家固有の必要からくる（„zu seiner eigen haussnotdurft“）」森林の利用を〈お上〉に認めさせようとして、〈鉱業および熔鉱業の必要〉からくる要求に対抗していくことになる。

本稿では、上記それぞれの森林令を個別にとりあげ解説を加えることはせぬが、ただ、冒頭の、一四六五年パルチンス教区のための森林令については、後述するところとの関係で多少みておこう。濫伐のため森林が荒廃しており、このままでは教区民が自家の必要のために用いる樹木が将来著しく不足することになる（„das wêld und holz...gewustet und unordenlich gehalten,das dieselben leut kunfftiglich grossen abgang an holtz zu irer notdurft haben“）というのが、森林令（„unser gesetz und ordnung“）発布の理由であつた。そこで本令は、教区外に売却する目的の木材伐採を禁じ、違反者には五 „markh perner Meraner mûns“ の罰金を科す。

罰金の徴収は、メラーン裁判区の裁判官 “Nicolo Tswen” がおこない、“Nicolo” 自らが領邦政府に納入するか、あるいは裁判区の属吏たるフロンボーテ (“fronpoten”) を通して納めるかすべし、と命じられる。この意味では、本森林令は “Nicolo” に宛てた訓令でもあった。もちろん、森林令は、教区住民に向けて朗読されたが。なお、森林令末尾には、こうみえる。「これによって、本令は、彼ら「教区民」の良き慣習と古き慣行に違ふものにあらず、これにしたがうものなり (“ir gut gewonhaiten und als herkommen nicht gebrochen, sunder gehalten werde”)」云。

この最後の文言に関わって、ここでオーバーラウフの一所論⁵³をみてみたい。彼によれば、農民団体は時、所を定めて森林伐採を禁じることがあった。しかし他方で、禁じたことを実行するについては「あまりにも力が弱かった。」ために、他者の力を借りざるをえなかった。こうした事情の一例を示すのが、パルチンス教区のための本森林令であった。他者とは、この場合、大公ジグムント（領邦君主）である。またメラーン・ラント裁判区裁判官であり、同裁判区のフロンボーテである。元来は農民団体が所属の成員に課した森林利用規制を、〈お上〉が森林令（また訓令）を発して成員にたいし遵守させる。森林令の本体をなすのは本来農民団体の森林利用規制法であったから、本森林令が「彼ら「教区民」の良き慣習と古き慣行に違ふものにあらず、これにしたがうものなり」とうたうのは、ある意味で自明のことになる。オーバーラウフの所論を多少敷衍して紹介すれば、このようだ。

彼は、以上のように農民団体自身が規制を加えた森林を “Pannwald” [禁制林] と呼ぶ。かつ、これを、一四八三年ころ作成の「覚書」——「フォルストアムト（領邦林務局）に所属し、捕獲を禁じられたる鳥獣」に関する——（後述）⁵⁴に述べられている “all panwald” [ティロール領内すべての禁制林] にみる。これが彼の所論の特徴である。

農民団体自身が森林利用を定め、これによって成立した “Pannwald” [禁制林] の実行を領邦君主側が森林令

を通して強めた、とオーバーラウフは考える。農民団体と領邦君主との、ある意味の連繫（〈絡み合い〉）といつてもよいか）を考える。こうした理解の仕方には、それなりの意義がある。それは、第一に、本稿における森林犯罪告発人をめぐる問題とも関係している。農民団体が告発人の選出を怠るときは、ラント裁判官に選出が委ねられるという意味で。第二に、彼の所論は、森林令の発布をめぐる事情とも繋がる。この点を少し敷衍すれば、森林令の発布は、森林荒廢にたいする農民団体側からの、領邦政府へ向けた苦情、もしくは請願が契機となっていた場合が少なくない。ここには、農民団体と領邦政府とのあいだに一種の連繫がみられる。一四六五年パルチンス教区のための森林令にも、冒頭に、森林荒廢のうったえが「朕「大公ジグムント」にもたらされたので（„als uns furbracht ist）」とあり、このことが森林令発布の発端となっていた。すでにふるく一四〇七年（メラーン）にも、大公フリードリヒ四世の前にパルチンスおよびカントウルン両村の多数の者がまかりでたことがあった。このとき、彼らは、古来の村法（„dorfrecht”）をめぐって長年村民間に争いが起こっており、また村法の違反が生じている旨をうったえた。⁽⁵⁵⁾この結果書き記されることになった村法の一条には、「なんびとも、村長および村の長老らの評議を経ずして樹木を伐採することは、なしえず」⁽⁵⁶⁾とあった。

ただ、オーバーラウフの所論にたいしひとつのこと——一四八三年ころ作成の「覚書」にみえた“all panweld”がそもそもこのように農民団体が設定したという“Panwald”に由来していたのかどうかの判定はなかなか難しい。農民団体が利用規制の的にした森林が“panwald”と呼ばれ、この森林中において伐採を禁じられ、違反には罰金が科せられる対象となっている樹木を“multholz”と名づけている事例は、判告法に数は少ないが、たしかにみいだされる。^(56a)ただ、こうした森林は「フォルストアムト（領邦林務局）」の管理にとりこまれることで「覚書」の“all panweld”となったのであろうか。農民団体の“panwald”の一部が〈お上〉の“all panweld”へと移行す

ることはあったかもしれない。しかし、「覚書」の時代（十五世紀）には“panwald”は一般的にそういった運命をたどったのであろうか。はなつから〈お上〉自身が設定する“all panwald”の存在は看過できないのではないか。興味ふかい問題が潜んでいるようだが、いずれにせよ、“panwald”と“all panwald”との関係史を含め“all panwald”（「覚書」）の形成史については、さらに考察を要しよう。

(b) 北ティロールについては、(i) クフシュタイン、キッツブユーエル、ラツテンブルクのための森林令（マクシミリアン一世・一五〇五年七月三日）⁵⁷がある。これも「領邦」森林令とは呼び難い。右記三ヘルシャフトについては、これらの帰属をめぐって従来紛争が起こっていたが、バイエルン継承戦争の結果ケルン帝国議会における仲裁裁定（一五〇五年）によって最終的にバイエルン領からティロール領に移った。本森林令は既成の森林法を確認するもの。既成の法とは、バイエルン大公ゲオルグ・デア・ライヘ（一四七九—一五〇三）が定めた森林令である。これをティロールに継続実施しようとするマクシミリアンの上記森林令は、首席森林官宛ての訓令（„Ordnung unsers obristn holzmaister“）（全五条）と森林法令（全七条）とからなる。後者は表題をもつ。「余の臣民は森林をいかに利用すべきか（„Wie sich unser underthanen/der welde gepruchen sulle“）」と。訓令部分と森林法令部分とが判然とわけられ、この点一五〇二年森林令とは体裁のうえで勝っている。

他には、(ii) タウル（Thaur）裁判区内（下部）イン河畔フリッツェンス（Fritzens）村、ハル市間にまたがる（諸村落の）森林に関する法令と訓令（一五一五年）⁵⁸がある。本「法令と訓令」の制定については、前史があった。それは、本立法に先立って森林巡視（後述）が実施されていたことを指す。巡視は、ハル市東方、下部イン河流域のミルス（Mils）、バウムキルヘン（Baumkirchen）、フリッツェンスの三村について実施された。報告書が作成され（一五一一年ないし一五一四年ころ）、現在これが史料として遺っている。⁵⁹ 森林巡視の政府委員メンバー

には、法学識者であり皇帝の評議官（„rat“）を勤めるルートヴィヒ・ライノルト博士（„doctor“）の他四人が就いた。この中には、タウル・ラント裁判所の „anwald“（裁判官代理）や „gerichtschreiber“（書記）がいた。巡視が実施されることになった端緒は、共同地森林の森林官に任命されていたハインリヒ・ヴウエスト（前述）と上記三村とのあいだの争いにあった。これについては後述し、ここでは、森林令の制定は森林巡視に基づき立法化が必要となった結果生じることがあった点に注意するにとどめる。

上記二森林令をあげた序でに、(iii) 前方オーストリアの一つフォアアルベルク (Vorarlberg) における森林令をとりあげておこう。ヘルシャフト、ブレゲンツおよびフェルトキルヒのための森林令（一五一六年）⁽⁶⁾である。ここではこれに立ち入ることはしないが、ただ一点後述との関係で、本森林令の冒頭にみえる „auszaigen“ にふれておきたい。これは、森林地を区分し区画づけ、森林利用者によるこの区分地・区画地を割り当てることである。「割当」を受けた森林範囲内においてのみ、しかも自家用のために („was ainer zu seiner selbs haushaben notturfftig sey“) 伐採が許される。割当森林部分の外部で伐採におよぶ者は、伐採樹木一本ごとに罰金として („pey der pen von yedem stam“) 三 „schilling phenning“ に処せられる。森林割当は各年春・秋に実施され、実施以前に樹木を伐採し、もしくはそれを売買するには、領邦政府の許可を要する、というものである。

以上、南・北ティロールにおける諸森林令を一覧するに、森林令は南ティロールにおいて一歩先んじて発せられていた。一五〇二年森林令と同様イン河畔全流域の森林を規制対象とした一四九一年、一四九二年の森林関係令、森林令（これらについては後述する）を含めても、そういえるのである。ただ、教区とか裁判区とか、数村とかを単位に発せられ、広域には及んではいなかった。この意味で、以上の諸森林令は、「地域」森林令と呼ぶことができる。これら地域森林令が発布された事情は、それぞれの地域の事情に由来した必要からきていよう。ここでは、

これにたちいる余裕はないが、若干摘記すれば、以下のようになる。当該地域の森林が荒廃著しく、また木材の売買のための伐採が進んでいたため、これをなんらか規制する必要があった（上記パルチンス教区のための一四六五年森林令）・当該地域が新しくティロール領に編入されたため編入以前におこなわれていた森林令を確認する必要があった（クフシュタイン他二ヘルシャフトのための一五〇五年森林令）・当該地域の村民や市民の苦情に応じなければならなかった（フリッツェンス村、ハル市間にまたがる諸村落のための一五一五年森林令）・森林の利用をめぐって起きていたいざこざを処理する必要性に迫られていた（ブレゲンツおよびフェルトキルヒのための一五一六年森林令）・当該地域の鉱山業、熔鉱業が必要とした木材を確保するには森林利用に規制を働かせる必要があった（タウファースのための一五二二年森林令、シュテルツィングのための一五二七年森林令）、といったように。

このうち、ヘルシャフト、ブレゲンツおよびフェルトキルヒのための森林令（一五一六年森林令）について少し付言すれば、森林の利用をめぐるいざこざとはこうである。フォアアルベルクにおいて Montfort 伯領の森林地（A）と、ティロール領邦政府の、すなわちヘルシャフト、ブレゲンツおよびフェルトキルヒの森林地（B）とが境界を接していた。このとき森林地（A）の臣民が従来伐採してきたのは、もっぱら後者の森林地（B）においてであった。森林地（A）においてではなかった。⁶¹このような事情がティロール森林官の森林巡回によって明らかになった。先述のいざこざとは、このような事情に起因していた。かの Montfort 伯領の臣民が本来伐採可能な森林は森林地（A）であるのに他領の森林地（B）に侵入して伐採に従事してきた、ということである。そこで、こうした事情のあるなかで、今回ブレゲンツおよびフェルトキルヒの森林地について新たに森林令を發布することになった。本森林令を發布することで、上記 Montfort 伯領の臣民による森林利用を規制せんとしたものとおもわれる。ただし、同臣民が森林地（B）を利用するのを禁じるとか、同臣民を排除するとかといった趣旨の、いわ

ば単刀直入なる規定は、本森林令にはみいだされない。

なお本森林令については、先に、伐採可能森林地の割当（„auszaigen“）の制度に言及した。木材の伐採・売買が許される樹木は、ブレゲンツおよびフェルトキルヒの両ヘルシャフトの森林地において司直によって「割り当てられ（„ausszaigt“）た」森林部分から切り出されるものにかぎられる。この他の場合には、木材の伐採、売買は領邦政府の許可を要する、と。上記 Montfort 伯領の臣民が従来他領の森林地（B）において伐採に従事してきた事情、また本森林令制定の理由の、すくなくとも一端は、右のことからわかるかも知れない。つまり、同臣民が森林地（B）で伐採にあたってきたのは、主として、被伐採木材を売却するのが目的であり、そのため、これを阻止せんとして森林令が発せられた、ということである。

以上、一四六五年のパルチンス教区森林令を初めとする諸森林令のように個々の教区、ラント裁判区、ヘルシャフト、村落を対象とする「地域」森林令は、領邦全域の森林を対象とせぬ、との意味では、「領邦」森林令とは呼べない。この点では、一五〇二年森林令（そして、一四九一年、一四九二年の森林関係令・森林令〔後述〕）も同様の事情にあった。ただ、それら「地域」森林令を一五〇二年森林令（そして一四九一年、一四九二年のもの）と比べると、前述したように、後者の森林令は広域の森林におよんでいた。換言すれば、諸々のラント裁判区にまたがって広がる森林である。この点では、領邦森林令にヨリ近い森林令となっている。

他方で、パルチンス教区森林令以下の地域森林令の成立は、領邦君主（ジグムント大公、マクシミリアン一世、カール五世）に、もしくはティロール領邦政府（インスブルックおよびメラーン）に由来していた。この点で、それらは一五〇二年森林令（そして一四九一年、一四九二年の森林関係令・森林令）と揆を一にしている。すなわち、地域森林令ではあれ、これらは、森林令本文で次のように呼ばれ、〈お上（オーブリヒカイト）〉の「法命令」・「法令」と位置

「けられしる」。„solh unnsere gesetz und ordnung“（一四六五年）・„dise unnsere ordnung“（一五〇五年）・„Ordnung und instruction der wald und holtzer halben“；„solich ordnung“（一五一五年）・„dise ordnung“（一五一六年）・„Instruction unnd ordnung“；„dise unnsere ordnung“（一五二一年）・„Instruction, bevelh unnd ordnung“；„dise ordnung“（一五二七年）である。〈お上〉の「法令令」・「法令」の意味では、地域森林令もまた「領邦」森林令と捉えうる。〈お上〉に由来した点では、諸森林令がその末尾で通例„Daz ist unnsere ernstlich maynung“（「以上は、いつわりなく、朕の意とするところなり」といった定式文言で締め括っているのも、同様の意味をもつ。

このような „(unnsere) ordnung“ としての森林令——一五〇五年森林令には „holzwerchordnung“ とした固有の用語がみいだされる——にたいする意味であげられうるのは、農民団体の立法による森林規則である。一例としてとりあげるのは、十五世紀後期フォアアルベルク、ウルリヒ（二世）・フォン・ブランディス統治（一四五六——一四八六）下の帝国騎士領ブルーメネック（Blumeneck）の事例である。二つの村落テュリンゲン（„Türtingen“）、およびブルーデッシュ（„Bludäsch“）の農民団体（„nachpurschaft“）は、木材の不足に対応するため規律を定め文書にしたためた（„mit dise geschrift”⁸²）。その冒頭部分は、次のようである。「家屋材について。なんびとも、（自家にとって）必要のない（„one notturft”）かぎり、家屋用材は伐採すべからず。なんびとであれ（必要があつて）家屋を建てるときは、ブルーデッシュおよびテュリンゲンの宣誓人に請願し、いかなる類いの家屋を建てんとするのかを、彼らに告知すべし」云々。ここに表明されている命題〈自家にとって必要のないかぎり家屋用材を伐採すべからず〉は、裏返していえば、〈売却・譲渡のためにおこなう木材伐採は禁じられる〉ということを意味しているよう。

森林令と農民団体の森林規則との相違に関連して次の点も指摘したい。“(unser) ordnung”としての森林令は本文の中で “inhalt der ordnung”（本令に基づいて）といった文言を用いる（一五二一年タウファース裁判区のための森林令⁶³）。このところは、農民団体に由来する規則では違っており、ここではこうみえる。“inhalt der vordren geschrift”（本文書に書き記したところによつて）と⁶⁴。「本令」とはうたっていない。

（五）一五〇二年森林令の前史をめぐって

一五〇二年森林令の立法には、前史があったとみられる。その立法に先んじて制定された森林令がある。十年前の一四九二年十一月十日付け森林令である⁶⁵。さらに後者の森林令に先んじたものがあり、ほぼ二年前一四九一年一月十日の森林関係法⁶⁶——森林令とはいわず森林関係法としたゆえんについては後述する——であった。もちろん、これら三者の法が直接の系譜関係にあったといえば言い過ぎであろうが、なんらかの繋がりは否定できないであろう。三者いずれも、インスブルックにおいて制定・公布され、ドイツ王時代のマクシミリアン一世による法令であり、いずれもイン河流域の森林を対象としていた。そこで、一四九一年、一四九二年の森林関係法、森林令と、一五〇二年森林令とを比較するなかで、一五〇二年森林令の特徴の一端をながめてみたい。

（a）法令の名宛人は一四九一年の森林関係法ではイン河畔のラント裁判官など諸官吏である。これにたいし、一四九二年の森林令では、鉱山裁判官も名宛人となっており、他にハウプトロイテ、ラント裁判官などの諸官吏と、騎士、騎士従者、臣民があげられていた。ここには、とくにイン河畔の諸官吏といった文言はみられないが、イン河畔の臣民が苦情を申し立てた（„Als unns dann gemeiniglich unnsere leute im Obern und Undern Intal allerley yerer beswärd und anligen anbracht・・・haben“）ことが、本森林令制定の契機となっていたことか

らいつてイン河畔流域の諸官吏・臣民らが関係したことは明らかである。臣民が君主の獵獸・狩獵（後述）をめぐって苦情を提起し、請願をおこなうのが契機となって法令制定が実現した点では、一四九一年の森林関係法の制定についても事情は同じであった⁶⁷。それはそれとして、一五〇二年森林令となると、上記のごとき、諸官吏一般は名宛人としてはいっさい姿を消す。代わって、森林官レーオポルド・フックスマークのみがあがってくる。これは、もちろん、一四九二年以後ほぼ十年間に、共同地森林森林官の任命や森林犯罪告発人の設置といった森林行政の変革が背後にあったことに関係する。また名宛人を、諸々の官僚から森林官一人に絞ることで、イン河畔流域における森林行政においてだれが責任を負うのか——その責任の所在を明確にする意図もあったものとおもわれる。さらにいえば、(イ)インスブルックの領邦政府 („unser stathalter und regenten zu Ynsprugk”)——(ロ)共同地森林森林官——(ハ)諸森林官、なかんずくハル製塩所森林官 („unserm waldmaister unsers phannahawss zu Halli”)またシュワーツ鋳業所森林官 („unser waldmaistr unsers perckwerchs [Swats]”)——(ニ)ラント裁判官・農民団体——(ホ)森林犯罪告発人、といったように、責任と権限の序列作りも視野に置かれていたふしがみられる。

(b) 一五〇二年森林令の前半部分は森林官レーオポルト・フックスマークに向けた訓令 („Instruction”)を示し後半が森林法令（狭義の森林令 [„ordnung”]）であった（既述）。この場合、訓令と森林法令とはどのような関係に立つのか。この点は、森林令テキストからはよくわからない。訓令部分が終わって突如として „Und ist das unner fürgenommen ordnung,von erst,daz...”として森林法令が始まる。すなわち端的に、朕は以下の森林規則を定め、その第一条は云々、ということである。他方、共同地森林森林官レーオポルト・フックスマークは森林法令を遵守し職務にあたるべし、といった文言はない。もちろん、言外にはこの趣旨が表明されているので

あろう。しかし少なくともテキストの上では“Instruction”と“ordnung”との関係は判然としない。曖昧なままにのこされている。

こうした曖昧性は、一五一五年ごろの一森林令⁽⁶⁸⁾にもみいだされる。本令表題の冒頭部をあげると、「（下部）イン河畔フリッツェンス村、ハル市間にまたがる（諸村落の）森林に関する法令と訓令（“Ordnung und instruction”）」となっている。森林令テキストのどの部分が“Ordnung”であり、どこが“instruction”なのかははっきりしない。この点でいえば、すでに十五世紀前期以降立法化をみていた鉱山令のほうが、明瞭なスタイルをもっていた。一例をあげると、大公フリードリヒ四世が公布した、南ティロール、ゴッセンザッス（Gossensass）鉱山のための一四二七年六月二十六日（シュテルツィング）付けの鉱山令⁽⁶⁹⁾がある。二年間の時限立法であった本法令の冒頭は、*„Wir Fridreich von gots genaden hertzog ze Österreich ze Steier...bekennen, das wir durch notturft willn unsers perkwerks ze Gossensassen ain solhe ordnung, die auf tzwai jar, vom datum ditz briefs ze raiten, wern sol nach rate gemacht haben als hernach geschriben stet. Des ersten haben wir gesetzet...“*（*jjj*）には、法令と訓令とのあいだにみられた上記のような紛れはない。

（c）以上にたいし、一四九一年の森林関係法（一四九二年の森林令においても、ほぼ同様）にあつては、朕はラント裁判官ら諸官に挨拶をおくる（*„Wir etc.“*）*Embieten unnsern getreuen lieben allen phlegern lanndrichtern richtern und ambtleuten...unser gnad und alles gut*）とあり、“Instruction”の語はないものの、〈訓令〉の趣旨である。訓令が森林令を形成していた。この場合は、森林令とは〈森林訓令〉であった。森林令は直接臣民に向けられてはおらず、司直（ラント裁判官、鉱山裁判官、森林役人など）に宛てられたものであった。この意味では、一五〇二年森林令もまた全体として森林訓令とみてよい。ただ、ここでは名宛人は上述の

ように一人の上席森林官（共同地森林森林官）であった。一五〇二年森林令収載の森林法令（„ordnung“）の部分は、共同地森林森林官が臣民に森林地の現地で——とくに、森林巡視の場において——朗読して聞かせるものである。この作業によって臣民は初めて、訓令とは別に、森林法令が発せられたことを知ることになる。

ただし、立法史上一つの問題が残る。一五〇二年森林令収載の森林法令は全二十三箇条にわたり、相当に大部である。かつ、一つのまとまりをもつ。こうした事情にある本森林法令をも訓令に属するものとみてしまうのは、難しいであろう。となると、こうは考えられないか。森林法令それ自体は、すでに一五〇二年四月二十四日以前にインスブルックの領邦政府において成立していた。こうした中で、同年四月二十四日に訓令（„Instruction“）が発せられてレーオポルト・フックスマークが共同地森林森林官に任命され、森林官はいよいよ森林実務とくに森林巡視の勤務に就くことになった。このとき、訓令末尾に森林法令が付加され、訓令とこの付加されたもの（„ordnung“）とが一文書にしたためられ、森林官に手渡された。付加されたわけは、それが森林官にとって実務上便宜であり、また当森林法令が森林官のための備忘録にもなるから、と。しかし、以上は筆者の推測にとどまる。

（d）一四九一年一月十日の森林関係法とは、いわば狩猟法といってもよい。君主の狩猟権の行使を確保するために臣民による森林利用にたいし規制を図るものであった。本稿では、本法令を森林令とは呼ばず（森林関係法）と書いてきたのは、この意味である。ここに定められたのは、現有する垣根の修繕は許されるが新規に垣根を設けることは禁じる・猟犬を農地から追い払う犬は飼育しうるが猟犬に危害を及ぼさぬよう繋留しておくべし・森林に開墾地を造るのは森林役人の許可をえずには（„an sunder erlaubnus unnsers vorstmaisters“）なしえぬ、などである。臣民による開墾地の造成が著しく、それがため森林荒廃を招いていることが、本法ではとくにうったえられている。⁽¹⁰⁾これにたいし、一四九二年十一月十日の森林令は狩猟法の要素を含みつつも、他方で、ヨリ森林令らし

くなっている。

(e) 一四九二年森林令について、二のめだつ点をあげれば、森林巡視の実施と、指定林の設定とがある。領邦政府から任命された森林官 („unser vorstmaister“) はハル製塩所の宣誓人、および同所の森林下役と共に („misaibt ainem gesworn und waldknecht aus unnsern phanhaus zu Hall“) イン河畔の裁判区を巡視すべし、とみえる。巡視先でなにをなすのかといえば、ラント裁判官らを召集し、また農民団体の同意をとりつけて („mit der nachpartschaft wissen“) おこなう、森林の割当 („austzaigen tun“) である。割り当てを受けた森林地区 („aussgetzaigten gegend“) 内でのみ農民団体は、燃料用木材、木炭用木材、浴場用木材など各種用材を自家の必要に応じて伐採なしうる。この場合、伐採は「下から上へ („vom unnderisten untz zum obristen“)」の方向で進められるべし、とみえる。河川・溪谷低地から山岳高地へ伐採を進めるべし、と命じられているのは、伐採後に〈再植林〉をおこなうのに便利であったからであろうか。

ハーゼルの『森林史綱要』が „schlagweiser Betrieb“ (日本語では、「区画方式の作業」と訳されている) と述べているのは、上記の割当森林における伐採を指しているとおもわれる。ハーゼルによれば、区画方式の伐採は、„Femelbetrieb“ (「抜き伐り」による伐採) に代わって新しく採られた方法であった。その新伐採法のほうが「多かれ少なかれ秩序を保ち、統制の効いた」森林利用を可能にし、かつ森林警察上の規制を厳格におこなうのに効果的であったとされる。⁽¹⁾ テイロールに関していえば、割当森林地における伐採については、領邦政府に次の配慮が働いていたであろう。そうした伐採方式は、森林の保護(すなわち、持続可能な森林利用)にいつそう寄与する、ということである。

ともあれ、森林巡視と森林割当とは以後、テイロール森林行政の一つの中心となる。

三 上記で、一四九一年一月十日の森林関係法は狩猟法といってもよいと書いた。実際ティロールにおいて森林問題に密接に関わっていたのは、狩猟と鉱業であった。しかも、立法でいえば、森林令に先立って、狩猟令、鉱山令が出現し、関係の訓令も発せられていた。このように、本領邦では、森林行政が問題となってくる契機となっていたのは、狩猟と鉱業にあった。この点は、フォアアルベルク (Vorarlberg) では異なっていた。ブリックレ⁽⁷²⁾によれば、ここでは領邦君主の森林行政は狩猟鳥獣の保護を契機にしており、鉱業には関わっていなかった。このラントで起きた農民の抵抗が猟獣による森林加害に集中したのは、そこに理由があった。

以下で、狩猟令、鉱山令、また狩猟および鉱業関係の訓令などを管見のかぎりであげ、若干気づいた点にふれた。その趣旨は、ティロール領邦君主の森林行政が狩猟と鉱業とに関係し、森林の問題は森林だけの問題にとどまらなかったことの一端を示したいからである。

(一) 狩猟令・鉱山令・森林令について——その一 狩猟令と森林令

(a) そこで、第一に狩猟令と森林令をめぐる問題であり、まずは狩猟関係法をあげたい。これは、すでに古く、大公フリードリヒ四世から訓令として発せられていた。⁽⁷³⁾ 一四一四年九月十日 (インスブルック) ペーター・フォン・シュパウル (南ティロール、エッチュ溪谷長官 [„unsern haubtman an der Etsch“]) およびラント裁判官らの諸官吏 („unsern haubtlewten purgrafen pflegern richtern und ampletwten“) に向けて。本訓令によれば、そのころ、領邦政府において評議が交わされ („darumb sein wir ze rat worden“) ある関係法令 („ain sölich ordnung“) が制定されたようである。ある種の狩猟令とおもわれるが、詳細はわからない。本訓令そのも

のが、当該狩猟令を兼ねているともいえない。関係法令が発せられざるをえなかったのには、事情があった。ティロール伯領内の君主狩猟地（„unser wildpan“）が荒らされていること夥しい。だれもが、狩猟鳥獣（„daz wilprett vogel und tyer“）を網によって捕獲せんとして鳥獣を脅し、弩（^{ししやみ}„armprosten“）その他の手段で捕えている、と。鳥獣濫獲の状況が土地土地のラント裁判官らからインスブルックの領邦政府に報告され、大公府において評議が交わされた結果、関係法令、すなわち狩猟令の立法となったようである。フリードリヒ四世は、本訓令を通して、上記ペーター・フォン・シュパウル、および諸官吏に向け、狩猟令の命じるところを伝えようとしている。

本訓令によれば、(i) 各種の獣すなわち雄鹿（„hirs“）、雌鹿（„hinden“）、ノロジカ（„rech“）、クマ（„pern“）、アルプスカモシカ（„gemzen“）、灰色野兎（„grawen hasen“）は禁猟とされる。ただし猟犬を用いた狩猟の場合、このかぎりでない。しかしこの場合でも、君主の許可は要する。ただ、騎士身分の者およびその従者が自己の私有地（„ir eigen“）において狩猟をおこなうのは、構わぬ。(ii) キジ（„vasant“）を射ること、またヨーロッパヤマウズラ（„rephön“）を網で絡めとるのは禁じられる。ただし、鷹狩りの形態で捕獲するのは、このかぎりでない（„an alain mit dem vederspil“）。(iii) 以上の(i)と(ii)について禁猟を犯す者は、以下の「イ」。

「イ」雄鹿・雌鹿の狩猟をなす者は彼が所有する全財産を没収され、また「ロ」ノロジカ・クマの狩猟については十マルクの罰金に、「ハ」キジ・ヨーロッパヤマウズラについては五十二 „pfunt perner“ の罰金に処せられる、と。なお、右述であがっていたアルプスカモシカ・灰色野兎の狩猟については、とくに明文で定められてはいないが、それ相応に処罰されるのであろう。

人民に本訓令を守らせるのに、ペーター・フォン・シュパウル長官一人の手に負えるものではないのは、いうま

でもない。ラント裁判官などの協力をえなければならぬ。本令が続けて以下述べるのは、その趣旨に他ならない。貴官（エツチュ溪谷長官ペーター）は、ラント裁判官などの諸官吏に命じ、本令を、ラント裁判区に知らしめるべし（„daz in allen gerichteten haisst beruffen“）。貴官が彼ら諸官吏を通して禁令違反者のあるのを知ったとき、違反者から徴収する罰金は、貴官と領邦政府とのあいだで、折半なされるべし。かつ、ラント裁判官などの諸官吏が違反者をペーター長官に告知せぬときは、また賃料をえる目的で狩猟地を賃貸する（„umb ain zinnns hinliessen“）ときは、「朕は、彼らを重罰に処する（„swarlich straffen und pessern“）ものなり」と。ここからは、現金収入をえるために君主狩猟地がさまざまな人物に譲渡されていた事情をうかがうことができる。

右述には、種々の鳥獣の名が登場しているが、これについて付言したい。一四八三年ころに著わされたある「覚書（„Vermerckt“）」が遺っている。表題には「フォルストアムト（領邦林務局）に所属し、かつ捕獲を禁じられたる鳥獣」⁽⁷⁴⁾とある。ここに、該当の鳥獣（„wildpret und gefugl“）があがっている。野獣として雄鹿（„rotwild“）・ノロジカ（„recher“）・猪（„wildswain“）・イタチ（„harm“）・ミンテン（„edel marder“）・マーモット（„murmerten“）・あなぐま（„dachts“）・灰色野兎（„grab has“）である。野鳥（„federspil“）としてキジ（„vashuner“）・ヨーロツパヤマウスラ（„rebhuner“）・エンライチヨウ（„haselhuner“）・クロライチヨウの雄（„spihuner“）・クロライチヨウの雌（„pirchhuner“）・オオライチヨウ（„ornhuner“）であった。禁猟の鳥獣数は随分多く、一四八三年当時捕獲を許されていた鳥獣にはいったいなにがあるうか、といった質問が浮かぶほどである。ティロールには現在、他にカモシカ・シヤモア（山羊の一種）・アイベックス（野生の山羊）・子鹿・赤鹿・金鷲・山ガラス・カケス・ハヤブサなどが知られるという。⁽⁷⁵⁾

それはそれとして、一四一四年の訓令に戻れば、十五世紀初葉の領邦にあって森林問題はいまだ特有の問題とし

ては認識されていなかったようである。先ずは、狩猟権をいかに確保し、これをどう実行すべきかが君主の関心の中心にあり、森林狩猟地を無傷のまま維持することが、とりもなおさず森林の問題となっていたようである。「最初の森林保存の動機は、むしろ木材蓄積の保存に在るのではなかった。ヨーロッパでは王侯の狩猟漁撈の為に森林の保存を始めた」といわれるゆえんであった。⁽⁷⁶⁾

これが、十五世紀後期中、さらに時代が進む一四八〇年代ともなると、状況は変わってくる。森林問題が文字通り森林問題として認識されるようになる。上記一四一四年の訓令にあった「エツチュ溪谷長官（„haubtman an der Etsch“）」に代わって、「エツチュ溪谷林務官（„unserm vorstmaister an der Etsch“）」の職が登場してくるところに、その一端はうかがえよう。ちようど、上述の「覚書」（「フォルストアムト（領邦林務局）に所属し、かつ捕獲を禁じられたる鳥獣に関する覚書」〔一四八三年ころ〕）が著わされた時期の一四八四年七月六日、エツチュ溪谷林務官ジグムント・クラフトに、領邦政府から訓令がくだる。訓令は、先ず（１）冒頭で、林務官に次のことく命じる。「貴官は、すべての喬木林およびシュヴァルツヴァルトの保存をなし（„all hoch- und swartzwald hayest“）、なんびとにもそこにおいて樹木を伐採させぬよう、また（農地造成のため）同林を伐り透かし、開墾し、あるいは焼燬する（„swenden reuten oder prennen“）ことは、なさせぬように」と。右に「喬木林およびシュヴァルツヴァルト」と訳した „hoch- und swartzwald“ のうち „hochwald“〔喬木林〕とは、上記「覚書」によれば „aichen“〔かしわなどオークの木〕・ „puchen“〔ブナ〕（広葉樹林）を指す。また „swartzwald“〔シュヴァルツヴァルト〕とは „tannen“〔モミ〕・ „fechten“〔トウヒ〕・ „lerchen“〔カラマツ〕・ „forhen“〔アカマツ〕（針葉樹林）をいう。⁽⁷⁷⁾ これらの樹木は「覚書」では、「捕獲を禁じられたる鳥獣」と同様に「フォルストアムトに所属」するものとみなされていた。したがって——それとしてことさらには述べられていないが——伐採が禁じられ

るか、あるいは、伐採そのもの、もしくはこれによる森林地の開墾行為は領邦君主の許可の下に置かれるかしたものとみられる。この意味で、（私有の森林以外の）森林は君主の所有に帰する」との官有林（*Amtswälder*）の思想が暗に表明されているといえよう。続けて（2）本訓令が述べるのは、一四一四年の訓令におけると同様のものである。「同じく、貴官は、雄鹿、ノロシカ、猪……の狩猟を禁止する」ように、と。

ここで、右記の官有林思想との関連からひとこと付言しておきたい。ティロール史家オットー・シュトルツによると、農民団体など個々の共同体や農民らの利用にのみ委ねられていた（言い換えれば、これらの者との所有関係にはなかった）森林はすべて「はなっから」領邦君主の上級所有権に服していた。これにたいし、ルードルフ・パルメはヘルマン・ヴォッフナーを引き、共同地森林（*Almendwälder*）にたいする領邦君主の権利は、「時代の推移と共に」君主によって所有権と解されるになった、と捉える。ヴォッフナーはその始期を十三、十四世紀とみていた。共同地森林の一部分をレーエン（封地）として、また世襲貸与地として領邦君主は個人もしくは（農民）団体に授与したが、このことは、森林所有権が君主に帰属していたことを前提として初めて理解できることだとみなされた。こうした授与の一例に、ティロールの領邦君主でドイツ王ハインリヒ・フォン・ベーメンがおこなった一三二一年（八月十一日）、一三二五年（十月二十日）の例があった^(77a)。

森林所有権思想は時代と共に形成され、浸透していったとすれば、この背後に存した事情は、とりわけて、領邦君主による鉱山業の育成にあつたとみななければならぬであろう。これを森林問題でいえば、鉱山業遂行に要する木材を確保するため、君主はがんらい用意した、鉱山業に所属する森林以外に、時と共に、共同地森林にまで手をつけざるをえなくなったことである。このことが、共同地森林森林官の設置に繋がっていった。

いささか横道に逸れたが、一四八四年七月六日付け訓令——なお本訓令は、一四一四年訓令が同時に狩猟令の様

相を帯びていたのに反し、文字通り訓令にとどまっていた——においては、上述のように、(1) 第一に、特定林における樹木伐採、開墾、焼燬行為が禁じられ、(2) 第二に特定鳥獣の狩猟が禁じられ、これら禁止について林務官に監督が委ねられた。のみならず、(3) 第三に、林務官は左にあげる土地への君主の権利を、これらが侵されぬよう監視する(„aufsehen habest“)よう命じられる。共同地森林(„gemainden“)・湿地(„awen“)・水域(„wasserrinst“)・漁場地(„vischentzen“)にたいする権利である。君主のこの権利は——もちろん、他の諸権利を含めてなのだが——一括して„unser herrlichkeit und obrigkeit, so uns als herrn und landfursten zusten“(「領邦君主たる朕の支配権ならびにお上としての権限に属するもの」と呼ばれている。ここには注目すべきことに„unser herrlichkeit und obrigkeit“(「朕の支配権ならびにお上としての権限」といった、権利をめぐるある考え方——森林にたいする権利、狩猟・漁撈・河川にたいする権利などの様々の権利を領邦権力へとまとめあげ、しかも諸権利はこの領邦権力から派生するものと捉えようとする〈お上〉の思考——が表明されている。右記の共同地森林・湿地・水域・漁場地にたいする権利のうち共同地森林・湿地は、前述一四八三年ころに著わされた「覚書」においても„All awen [領邦内のすべての湿地], /all gemainen [すべての共同地森林]”として挙げられている。なお、この„all gemainen“を「共同地森林」というように森林に限定して理解するのは、正確ではないかもしれない。„all gemainen“には、放牧地や牧草地、また水流も含まれていると考えられよう。ただ、本稿当面のところは、森林を中心に据えておきたい。「覚書」では、右の„All awen, /all gemainen“とならんで、さらに„all wildpenn [狩猟地], /all panweld [禁制林]”があがっている。以上四つの土地・森林もまた「朕の支配権ならびにお上としての権限」(右述)に属するものとみなされていよう。

同様に、一例でいえば、„hochwald“ [喬木林]における„aichen“ [オークの木]の伐採を禁じることは、す

なわち君主の領邦権力の実現を意味する。じつはこの点は、一四八四年の本訓令が(4)第四に述べるところである。なんびとかが、例えば“hochwald”[喬木林]において“aichen”[オークの木]を伐採するというように訓令事項に違反するとき(“Welche aber der ains oder mer uberturen”)、言い換えれば、君主の領邦権力を侵害するとき(“oder uns in solicher unser herrichait oder obrigkait eingriff teten”)は、林務官は、その者を(インスブルックの)領邦政府において裁判に付する(“den oder dieselben mit recht vor uns furnemest”)べし、と。違反者にたいする裁判を、ラント裁判官など土地土地の諸官吏には委ねないよう命じられた。森林犯罪をはじめ、訓令事項の違反は、通例の犯罪——盗み、略奪とか——の裁判とは、とりあつかいを異にすべきことが求められている。森林犯罪などは、君主の領邦権力に直属する事件であったようだ。

本訓令が(5)最後にこう述べるのはとりわけその点に関係する。「この点において、彼「林務官」が、今後、彼ら「ラント裁判官などの諸官吏」に支援を求めるときは(“waryn er sy anlangen wirdet”)、彼らは彼に進んで助力し、助言(“hiflich fuerderlich und retlich”)する」べし、また林務官のいかなる任務についてもこれを妨害することは、許されざる行為(“nit gestaten,im ainicherlai irrung daryn getan werden”)なり、と。土地土地のラント裁判官などの諸官吏による助力、助言が必要とされたのは、当然であろう。政府直属の林務官を拜命したとはいえエツチュ溪谷林務官ジグムント・クラフトは、インスブルックの宮廷で手を拱いているわけにはいかぬ。訓令を体してテイロール領国を巡察しなければならぬ。しかし、林務官一人でできることはかぎられているため、土地土地において訓令を朗読することで助力・助言を求めることになる。一四八四年の本訓令にかぎらず、諸訓令がつねに、森林官に果たすべき、ラント裁判官などの助力義務を強調しているのは、この意味である。他方、助力義務を強調せざるをえぬのは、新しく設けられた森林官僚と、ラント裁判官など、従来の官吏とのあい

だに軋轢・いざこざが生じていた——あるいは、生じかねないことが予測されていた——ことをおもわせる。

狩猟関係の訓令としては、さらに、マクシミリアン一世が「朕のフォルストと獵獸に関する件で（„von unsemern wegen der vorst und wiltpret halbn“）」ヤン・ヒルラントに宛てた長文のものがある。一五〇三年一月十五日遠くライン河下流、クサンテン（Xanten）から発せられた⁽⁷⁸⁾。周知のように彼は比類なく狩獵（とくに鷹を用いた狩り）を好み、ために、獵獸多きラント・テイロールではインスブルックに宮廷府を置き、ここに大きな獵師集団（十五人の鷹師と六十人の鷹師徒弟）を抱えた⁽⁷⁹⁾。この意味で、皇帝にとって面目躍如たる訓令であった。ヤン・ヒルラントはこのとき「諸侯領」テイロール、および上部オーストリア諸ラントにおける首席狩獵官（„unserm obristen iegermeister“）の地位にあった。ここで上部オーストリア諸ラントとは本訓令テキストによれば、マルクグラーフシャフト・ブルガウ（Burgau）、グラーフシャフト・ゲルツ（Götz）、グラーフシャフト・フェルトキルヒ（Feldkirch）などを指していた。ヤンは、森林関係の諸々の官吏（„vorstmaistern überreytern vorstknecht und anderen“）を指揮し、「フォルストと獵獸（„vorst und wiltpret“）」あるいは「狩獵地・獵獸・狩獵（„wildpann wildtpret unnd geaid“）」を監視し、その保全に当たるべし、と命じられている。なお、ウィーン宮廷においても当時、グライス（Wilhelm Ritter Greiss）なる者がマクシミリアン一世によって首席狩獵官に任命されており、その在職は一五〇〇年から一五三三年におよんだという⁽⁸⁰⁾。

なおここに、右の「フォルストと獵獸（„vorst und wiltpret“）」といったことばづかいは、中世イギリスにおける「フォレスト」をおもわせる。これは平松紘氏によれば、「単に森林地帯というのではない特殊な法域」、換言すれば「国王あるいは貴族の排他的な狩獵のために森林を中心とする鹿……と猪の保護を目的」⁽⁸¹⁾として指定された土地を指していた。

(b) 次に第二に、森林令と狩猟令をめぐる問題である。これを、既述の、イン河流域官有林の森林長官ハンス・ヴァルヒ宛ての一五〇三年九月十六日の訓令⁽⁸²⁾からみてみたい。ただ、その前に、この場を借り、ティロールにおける狩猟行政と森林行政との関わりを人事の面から概括しておこう。

ティロールにおいて森林行政を担う(そして同時に狩猟行政「後述」を担う)のは林務官である。これは“Forstmeister”⁽⁸³⁾と称し、あるいは森林長官と呼んでもよい。その職は一四〇一年にすでに知られた。当時の林務官はヤコブ・ズードラーなる者。後任はヤコブ・ゲムジアガー(一四三七年)であった⁽⁸⁴⁾。以後の林務官職の一例として筆者が任命証書を挙げることはできるのは、十五世紀中葉ジグムント大公による任命例である。

(i) 一四四七年十二月十日(シュテルツィング)、ヴィルヘルム・ラームンクは、イン河およびエツチュ溪谷すなわちティロール伯領全域林務官の職(„vorstmeisteramt in unser grafschaff [i] Tyrol an der Etsch und im Intal“)に就き、彼に宛てて訓令書(„Mit urkund des briefs“)が発行された⁽⁸⁴⁾。彼は、狩猟および森林・水流(„unser vorst weld wasser geiaid vederspil wiltpenn gemainden“)を管掌するよう命令をうけた。ここには君主のアルメンデ特権(Almendregal)の対象となったものがほとんどあげられている。とりわけ“unser gemainden”とあるように共同地の森林も林務官職の管掌対象に組み入れられており、しかも君主の森林として捉えられていることに注目したい。同様の一例として、(ii) 一四五七年七月二十三日(インスブルック)、リエンハルト・デイトウルが大公からティロール伯領林務官に据えられ、任命書が発せられた。ここには、十年前の訓令で対象となったもの以外に、「君主の漁獵地(„vischwayd“)」が加わっている⁽⁸⁵⁾。

上記任命書のいずれにおいても強調されているのは、官民が林務官に助力、協力(„hilffleich retleich und beistendig“)すべし⁽⁸⁴⁾、と命じられていることである。助力・協力すべしと命じられている者は多様であり次のよ

うにほぼティロール伯領のすべての者となる。⁸⁴ „allen unsern hauptleuten herrn rittern und knechten purckgraven phlegern lantrichtern richtern reten burgern gerichtzleuten und gemainden und allen andern unsern amptleuten undertanen und getrewen“⁸⁴。JJJにみえないのは、鉦山関係の人物くらいである。あげられている人物の中心に位置するのは、各地のラント裁判官とその属吏、また裁判民（市民、農民団体）といってよい。わざわざ、助力・協力すべし、と記されているのは、十五世紀以来彼らと林務官とのあいだに軋轢——おそらく、ラント裁判官、裁判民の既得権をめぐる——が起きていたか、あるいは今後起きるおそれが小さくなかったからであろう（既述）。他方、森林・狩猟行政の発足当初はとくに、森林・狩猟については地方官僚の助力・協力を必要としたものとおもわれる。

官職に任命されると、通例受任者は任命者にむけて請書（*Amtsreviers*）を発行する。上記任命例（一四四七年、一四五七年）においても理論的にいえば、それが発行されたとおもわれるが、もちろん、そんなに都合よく関係請書を読むことができるわけでない。

ただ、後代の別の森林官任命において、請書の例が三例知られる。いずれも北ティロールにおけるもの。ここではそのうちの一例のみをとりあげ、他の二例は行論の都合上、次項「（二）狩猟令・鉦山令・森林令について——その二 鉦山令と森林令」に譲りたい。

その一例とは、一五〇六年五月二日リエンハルト・ティシュラーが北ティロール、イン河支流ツイラー溪谷上流ツェンム溪谷（*Zemmtal*）の森林役（*„vorstknecht“*）に就いたことによる。⁸⁶ リエンハルトは年額十二ライングルデンを報酬として（*„zu sold“*）インスブルックの君主財務部（*„irer mt. hawscamer zu Insprugk“*）からうけとる。職務内容からいって、彼はほとんど狩猟役人と称してよい。溪谷および山岳の保全が仕事であるが、その目

的は、当該土地において、君主の猟獣なかんずくアルプスカモシカその他の猟獣 („irer mayestat die gämbsen und ander wiltpret“) が捕獲され („vahen lassen“) ぬためである。該当の猟獣は君主に帰属し、なんびとも捕獲してはならない。禁猟獣が捕獲されぬためには、リエンハルトはなにをなすべきか。この点は請書からは、分明ではない。ただ、当然溪谷・山岳の巡視(後述)が真つ先にあげられよう。場合によっては捕獲者を摘発することもある。なお本請書末尾からは、マクシミリアン帝の猷酌侍従 („schenck“) の印章がリエンハルトに請われ請書に („Zu urkundt“) に捺されたこと、またリエンハルトが印章捺印を請うたことを立証するために証人二人が立てられたことが、わかる。ともあれ、本事例は、森林行政と狩猟業務とが繋がっていたのを示す一つとなるであろう。

いささか脇道に逸れたが、前記一四四七年、一四五七年の二例を初めとする、ティロール伯領の林務官の職務に戻ろう。ティロールにおいては、他の領邦とは違って、林務官は森林行政の他に、狩猟行政——猟獣の保護を中心とする——をあわせて管掌した。このうち、森林行政では、君主の名において、森林の監視・巡視の業務 („sehen“; „besehen“)⁽⁸⁷⁾にあたる他に、森林地開墾のために共同地森林の伐採権を授与し、また水利権を授与するなどした。これらは、ラント裁判官の既得權益を犯すこともあった。⁽⁸⁸⁾ そのうちの水利権の授与については、一例がある。マクシミリアン一世晩年の一五一八年九月一日(アウクスブルク)時の森林長官アルブレヒト・フォン・シュタンプ——彼は当時ウンター・エンガディーン、タラスプ(Tarasp)の裁判官であった——は、シュワーツ西方、イン河支流ピラー溪谷(Pillerbach)の水利権 („wasserfall von dem Pillerpach, ob Schwatz gelegen“) を未亡人カタリーナに世襲保有権として授与した。彼女は、水利権を取得したことを同年九月十四日付けの請書(これには、ハル市造幣所長の印章が吊るされた)によって („mit disem reverss“)⁽⁸⁹⁾立証した。請書の証人としては、ハル市造幣所書記グ

レゴール・ゼラー、ハル市民クリストフ・シュトツカーら三名があがっている。

ティロール伯領の林務官職は、とくにマクシミリアン一世時代になると、狩猟行政の方に重点が置かれるようになった。⁽⁹⁰⁾一五〇二年森林令によって共同地森林森林官が任命されるのは、林務官職の、森林行政からの後退といった、こうした変化を背景にしていた一事例とおもわれる。これにたいし、前述の、イン河官有林森林長官ハンス・ヴァルヒに向けた一五〇三年九月十六日の訓令⁽⁸²⁾——こうして、やっと本訓令に辿りついた——は、いささか事情を異にしている。ハンスは上部、下部イン河の森林官（„waldmeister“）であり、たしかに森林行政のための役人であった。ほぼ一年半前一五〇二年四月二十四日の訓令の宛て先レーオポルド・フックスマークも上部、下部イン河における、同様の意味の（すなわち、森林行政へと専門化した）森林官であり、しかも共同地森林の森林官であった（既述）。では、ハンスは、どのような意味の森林役人であるのか。じつは、彼は「狩猟地」・「禁制林」・「イン河畔沿いの放牧地森林」の森林官であった。本訓令の表題に——既述のように——„Instruction・・・Hannsen Walchs unsers waldmaisters uber unser wildpenn vörstpan und awholtzer in unserm・・・Intal“とみえたとおりである。ここに、「イン河畔沿いの放牧地森林（„awholtzer“）」とは、「とりわけハンノキからなる広葉樹林を指し、⁽⁹¹⁾少なくとも一部は鋳業所用の森林と解される。これを要するに、共同地森林と同様、禁制林・狩猟地——別言すれば、君主直営地——にも固有の森林官が設けられたことになる。

しかも、「狩猟地（„wildpenn“）」をも管掌するということは、ハンスこそ、狩猟行政をも管掌した、かつての林務官の後継的地位にあったようにみえる。一五〇二年森林令の森林官は、かつての林務官から分化したと考えるとよいであろう。ハンス・ヴァルヒにも森林巡視（„bereytn“）が命じられた。狩猟地・禁制林・放牧地森林において「法と慣行とに違背する」森林伐採が起きぬように。ここで注目すべきに、彼は、上記ヤン・ヒルラント（別名

クニーピス)——ちょうど八ヶ月前一月十五日マクシミリアン一世の訓令⁽⁷⁸⁾によって「諸侯領」ティロール、および上部オーストリア諸ラントにおける首席狩猟官の任にあった——と連繋するよう求められている。すなわち、狩猟地・禁制林・放牧地森林において巡視の結果森林伐採を犯す者をハンスが発見するとき、ヤン・ヒルラントに告発する („antzaigen“) ことを命じられている。告発を受け、森林犯罪者を処罰する („mit straff zu handln“) のは、このヤンであった。ヤンは九月十六日の訓令書では、「首席狩猟官 („unserm öbristen jägermeister“) 』と呼ばれると共に、他にも、「朕の林務官 („unserm vorstmeister“) 』の職をおびる者とされていた。

以上によって、ティロール領邦における森林行政と狩猟行政とは、その担い手の点でいえば、分化(専門化)しつつ、他方では連繋を保つという関係にあったことがわからう。

(二) 狩猟令・鉱山令・森林令について——その二 鉱山令と森林令

次に第二に、鉱山令と森林令、あるいは鉱業と森林をめぐる問題である。森林問題にヨリ深い関係をもつのは、鉱業であったのは、鉱山令の中に、森林関係諸規定が知られたことひとつとってみてもわかる。

(a) 鉱山立法(鉱山令、鉱山関係訓令) について筆者がじかに読むことができるものを、南ティロール、北ティロールにわけてみてみよう。ただここでは、列挙するにとどめる。

(i) 南ティロールは鉱山立法の先発地域であった。鉱山令はすでに十五世紀前期に発せられていた。一四二七年六月二十六日(シュテルツィング)の、大公フリードリヒ四世による、シュテルツィング北、ゴッセンザッス(Gossensass) 鉱山へのものである⁽⁹²⁾。鉱山関係訓令の一例には、大公ジグムントがゴッセンザッスおよびフィンチュガウの鉱山裁判官ニコラス・ゲンスヴァイターに宛てたもの(一四七九年十月二十二日)⁽⁹³⁾がある。

(ii) 北ティロールでは、とくにシュワァーツ鋳山について、鋳山官・鋳山裁判官など諸官への訓令、そして鋳山令が盛んに発せられた。一例に、十五世紀中葉について一四四七年八月十日（大公ジグムント・インスブルック）付け訓令、かつ鋳山令⁹⁴がある。次いで一四四九年七月二十六日のものとみなされる長文の鋳山令⁹⁵である。ここには森林関係規定が挟まれていることは先に述べた⁹⁶。本鋳山令は、当初、コンラート・クツヘンマイスター、ルードルフ・ヤウフナーなる両名（おそらく領邦君主の評議官であろう）が君主から委嘱を受け、鋳業に精通した企業家らの助言を得て（„mitsamt anderen verstandigen pergleuten“）起草した、鋳山の注釈付き法案（„erfindung und erläuterung“）であった。これを、七月二十六日（インスブルック）に大公ジグムントが確認、了承し、鋳山令（„erfund und ordnung“）として公けにした。そのさい、本令に、細則諸箇条⁹⁷が添えられた。

一四七四年一月七日（インスブルック）にも鋳山令⁹⁸が発せられた。また鋳山裁判官に向けた訓令としては一四七七年九月二十七日（同）⁹⁹、一四七九年二月二日（同）¹⁰⁰、一四八五年三月二十六日（同）付けのものが知られる。諸訓令を含めシュワーツの諸鋳山令は度々改定を受け、後代にはティロールの〈領邦鋳山法〉へと発展した。

シュワァーツ鋳山以外では、インスブルック西近郊、ヘッチング溪谷（Höttinger Bach）鋳山（銀鋳）について一五三二年六月十日（インスブルック）フェルディナンド一世（一五二二—一五六三）が発した鋳山令¹⁰¹が存する。本鋳山は、ハル製塩所の鋳山裁判官の監督下にあり、また本鋳山令は、既存の、詳細を誇るシュワーツ鋳山令を適宜抜粋、抜き書きしたものとされる¹⁰²。これはシュワーツ鋳山令の影響力を示す一例といえよう。

(b) ここで、前項「(一) 狩猟令・鋳山令・森林令について——その一 狩猟令と森林令」でもあげたことだが、森林官職の受任者による請書発行の二例をみておきたい。

(i) ハンス・エッファアとマテウス・リーゲルは三ラント裁判区レッテンベルク、フロインズベルク、ロットテ

ンブルクの森林官 („holtzmaistern“) に就き、一四八六年一月十六日(インスブルック) 付けの請書を連名で発行した。^(註) 本証書には「請書」といった固有の言葉はない。一般的な言葉で「公開の本証書によって („mit diesem offen brief“) 」とあるにすぎない。なお、本請書には、シュワーツの鉾山裁判官 („pergkrichter zu Swatz“) リエンハルト・ゲーブルが上記兩人から請われ、彼の印章が吊るされた。

ハンスとマテウスは各々報酬として („zu sold“) インスブルックの領邦政府財務部から („aus derselben camer“) 年額十五 „marck perner“ の支給を受ける。他に宮廷用式服 („hofgewandt“) が支給される。主な任務は三ラント裁判区内の「喬木林およびシュヴァルツヴァルトにおいて („auf die hohen und swartzwäld“) 」森林巡視を実施することにあつた。請書発行の意味は、彼らがこの職務を、命じられたとおりに果たすのを担保することにあつた。リエンハルトの印章が請書に吊るされたのは、その意味である。また請書末尾によれば、ポーツェン出身の二名の証人 („getzewgen“) が立てられた。兩名は、受任者らが職務を遂行することを保証する。任命者側は、受任者に請書を提出させて、職務遂行の担保とさせた。ただし、受任者が職務を果たさぬときの処罰などについては不明である。

巡視の実施は、当該森林地において樹木伐採が起きぬこと、野焼きを防止すること („damit das holtz darynn nit geslagen geswendet noch geprent werde“) を目的としていた。これは、自家の生活に必要な樹木の伐採までも禁じるというのではなく、森林開墾を目的とした、おおがかりな伐採が禁止されたものとおもわれる。ともあれ、伐採が禁止されるのは、シュワーツ鉾山に供給されるべき木材を確保する必要がある („zu notdurft seiner gnaden pergkwerch“) ためであつた。

(ii) 一五一〇年四月二十一日クフシュタイン、キッツブユーエル、ラッテンブルクの三ヘルシャフトおよびシュ

ワーツ製塩所（„auch zu Swatz“）の首席森林官（„öbriſten holtzmaister“）に就いたゲプハルト・ザウルヴァインは請書を発行する⁽⁸⁵⁾。彼は年額五十ライングルデン（首席森林官ともなると高額である）の報酬と、宮廷用式服一着（もしくは、これに代えて四ライングルデン）とをラッテンブルク熔鋳所（„seiner kaiserlichen mt. huttwerch zu Rattemberg“）の金庫から支給される。彼の仕事は（イ）三ヘルシャフトにある君主の森林の保全にある。森林伐採・焼却による開墾が起きぬように（„nit verhackt, gewewt noch verprent“）するため。と共に（ロ）共同地森林の保全にあたる。同森林が侵害されぬよう、また垣根で囲い込まれぬ（„die gemain nit geschmelert noch eingetzeynt“）ために。さらに（ハ）森林犯罪者、また森林を荒らす者（„verprecher unnd verödung der wälde“）を発見し、ラッテンブルクの鋳山裁判官に告発する。裁判は、鋳山裁判官、（シュワーツ製塩所の）宣誓人（„gesworn“）のもとでおこなわれ、犯人は犯行態様に即して処罰され、罰金が徴収される。罰金は政府に納められる。

ここで注目するのは、ゲプハルトは宣誓人の一人（„gesworn“）となるが、それはラッテンブルクの鋳山裁判官の要請によったこと。彼は告発者であると共に裁判者の地位に就く。おそらく裁判が円滑に進行するのに都合がよかったのであろう。しかも、審理が順調に進むことは、「鋳業所の需要と活動に（„zu pergwerchsnotturft unnd hendn“）」かなっていた。さらに彼がシュワーツ製塩所所属林（„holtzwerch“）をも管掌するのは、同製塩所鋳山裁判官の要請によっていた。このようにゲプハルト首席森林官は、ラッテンブルク鋳山裁判官とシュワーツ鋳山裁判官とに結びついていた。つまり鋳業と繋がっていた。

ゲプハルトは諸職務を果たすことを本請書によって「君主に誓約した（„inmassen ich seiner mt. solhs globt unnd gesworn“）」。請書には、インスブルック市民ハインリヒ・レーオポルトの印章が捺され、コンラート・レー

ヘナー一人が印章の証人となった。

(c) さて、本稿では、上述した個々の鉱山令、鉱山訓令の諸箇条にたちいることは、できない。一般に、鉱山令の中には、森林関係箇条は多くはなく、むしろ僅かといってよい。そうした事情のなかで、以下では、森林と鉱業とのあいだの問題をとりあげることと責めを果たしたい。こうした問題の一つには、鉱山裁判官とラント裁判官とのあいだの権限争いがあった。罰金の支払いとか、笞打ち、収牢とかに処せられる事件 („Unzucht und Frevell“)、刑事刑 (生命刑、重い身体刑) が科される事件 („Malefiz und Inzicht“) の裁判権をめぐる、鉱山裁判官とラント裁判官との軋轢問題である。⁽¹⁰⁶⁾ 他の一つには、農民団体と、坑夫を初めとして鉱山で働く者との関わりをめぐる問題があった。ここでは、これらの問題について、三つの事例からみていきたい。

(i) 一つは、上記一四四九年七月二十六日付けのシュワーツ鉱山令 (上記)⁽⁹⁵⁾ である。とくに本鉱山令の森林関係規定の一条 (同鉱山令第二十条) におかれ、「他所者の森林伐採人と農民とについて („Von der fremden holzknecht und bauren wögen“) と題した規定。⁽¹⁰⁷⁾ これは、後に一四六〇年ころのものともみなされるシュワーツ森林関係法にとりこまれた。⁽¹⁰⁸⁾

さて、一四四九年鉱山令第二十条は、冒頭こう述べる。「農民は、鉱山に木材を運び込むのを、みずからおこなわんとし、他所者の森林伐採人がそれをおこなうのを容赦しようとはせぬ。これがゆえに、鉱山業がおもうにまかせぬことになっている。」⁽¹⁰⁹⁾ ここに農民とは、鉱業用の木材を森林から伐り出し、それを鉱業者、つまり企業家に (対価と引き換えに) 引き渡す者を指す。これまで、鉱業用木の伐採、引き渡しは、定住者たる農民が (特権として) 果たしてきたのに、新たに他所者の森林伐採人がおこなうようになった。この伐採人は「他所者」と呼ばれているように、鉱山で働くため他所から渡ってきた、鉱山関係者もしくは鉱山労働者の一員であった。彼は木材を鉱

山側に売却し、生計を立てていた、あるいは立てんとしていたのであろう。従来の森林伐採者たる農民は自己の独占的地位を守るため、こうした他所者による伐採行為を阻止せんとし、この者といざこざを惹き起こしていた。こうした事態は、燃料用材など鉱業用材を必要とした企業家にとっても看過できなかった。

そこで、一四四九年のシュワーツ鉱山令は、「これについて朕は、以下のごとく定める」として規制を加える。すなわち、鉱工業遂行のために木材を必要とする者（企業家）は、他所者の伐採人からであれ、近隣の農民（„nachbaur“)からであれ、随意、望みどおりに、なんら妨げられることなく木材を求めうる、と⁽¹⁰⁾。つまり、他所者の森林伐採人は今後は、木材を必要とする企業家が求めるならば、森林を伐採し、木材を引き渡さうする権利を取得した。この点で、農民とほぼ同様の地位に就くに至る。言い換えれば、用材提供に関する、農民の従来の独占的地位は崩れた。ただし、この場合、伐り出される対象の森林は共同地森林にかぎられる。私有の森林（„ein eigenes Holz“)には、当該所有者（農民）以外に、他所者の伐採人が勝手に入りこみ伐採に及ぶのは、許されない。もちろん、当該農民が森林伐採人やその他の者に委託し、木材を伐採させる場合は、おのずと別であった。この場合農民が森林伐採人やその他の者に委託し木材を伐採させるのは、当該木材が「鉱業所で用いられるため（„zu nutz des bergwercks“)であることが、強調されている。

鉱山業には周知のように、企業家、共同企業家、銅・銀商人、坑の所有者（鉱夫）、採鉱労働者（坑夫）の他に、溶鉱夫・大工・炭焼夫・鍛冶人・^{あしがね}鉱清掃人・坑夫監督者などの多様な人々（いわゆる Bergverwandten [鉱山一族]）が就労し、もしくは所属していた。そのなかに森林伐採夫がいた⁽¹¹⁾。こうして、鉱業用（„zu nutz des bergwercks“)木材を供給なしうる、森林伐採夫の新たな権利が正規に認められた。上述のように、渡り者の森林伐採人にこれを与えることを通して、領邦君主は鉱山業保護政策のひとつを実行に移していった⁽¹²⁾。

(ii) 第二に、一四六〇年ころのものともみなされているある文書である。冒頭にこうみえる。裁判区民が苦情を申し立てている、鉾山用森林に関わる件 („Item von des holtzs wegen zu dem perkherch, darumb sich etlich gerichtzleut beklagen, daz in zu vil darin griffen werde etc.“)⁽¹²⁾と。本文書には書き手もしくは発行元が挙げられていないため、いかなる種類の文書なのかがわかりにくい。ただ、本文書がしたためられる契機となったのは、右の冒頭の文言からわかる。裁判区民、別言すれば農民団体 („nachpaurn“) は、鉾山就労者 („perkherch“) のせいで著しく権利が奪われているために、この旨を領邦政府に苦情を申し立てたこと、このことである。

そこで、大公府は、宮廷評議官 („Ret“) を中心とした委員を鉾山用森林地など現地に派遣し、同地を巡視させ、苦情の実態を調査させることにした。本文書は、現地における同委員の活動を書き記し、あわせて委員の若干の提案を記録したものとみられる。この活動は、委員自身によってではなく、第三者の手を通して記録されたうえで、領邦政府に現地報告書として提出された。本文書を著書の史料編において公刊したシュテファン・ヴォルムスは、それを「鑑定書 (Gutachten)」とみたのは、⁽¹³⁾ そうした意味であろう。したがって、本文書は、委員の鑑定活動記録——ただし、書き振りからいって秩序だった記録とはとてもいえぬが——ということになる。ただ、ここでは、鑑定という事実活動の他に、森林利用に関する立言 (提案) も含んでいた。この意味では、すでに一種の森林立法となっている。ヴォルムスが本文書を「鑑定書」と性格づけつつも、これに、テイロール鉾山業のための「森林令 (Holzordnung)」なる表題を付していたのは、⁽¹⁴⁾ その趣旨であろう。

では、具体的にテイロールのどこの鉾山業なのであろうか。ここら辺りから本文書の内容の一端にふれていきたい。どの鉾山業を対象に鑑定活動があったのかは、文書中に明示されてはいない。ただ、文書中に、次の一節がみえる。インスブルック南マトライ、シュテルツィング間の熔鉾業のために („von der hutn wegen zwischn

Stertzing und Mattrai“) 大量の樹木が費消され、結果インスブルックにおけるジグムント大公の宮廷用木材にすら事欠くありさまである、と。樹木の大量費消は農民団体にとって看過できず、苦情が起きた（上述）のである。ともあれ、委員はこの、北ティロールから南ティロールにさしかかる地域を巡回し巡視していた。他に、ラント裁判区フロインズベルク (Freundsberg) の名があがっている。同裁判区に位置していたのが、シュワーツ鋤山である。本鋤山には、鋤山裁判官 („perkrichter“) が置かれ、そこで生じた刑事事件、小事件・微罪事件その他の事件について („mit malefitz unzucht oder andern sachen, weherlai da sei“) 彼が裁判にあたった。裁判は鋤山法に則って („nach perkwerchs recht“) 実施される。シュワーツ鋤山が位置するラント裁判区フロインズベルクのラント裁判官 („ain ieder richter“) は、裁判に介入ができない。ラント裁判官と鋤山裁判官との司法管轄は、はっきり分けられるべきものとして注意が喚起されている。ということは、両者に争いがあったことを示唆する。

この裁判の問題は、巡視・鑑定調査にあたった委員の問題提起に係る。問題提起とはこうである。樹木が、一方で然るべく鋤山業に供され („zu dem perkwerch dienen“)、しかし他方で農民とその保有地の必要 („die notdurft der dörfer und guter“) を満たしうるには、森林利用にたいしいかなる規制を加えるのが望ましいかと。これにたいする答えが、「割当」制度の執行であった。すなわち、農業、鋤山業間で森林を割り当てて、森林を区別する („auszaigen und unterschaid machn“) ことである。したがって、「既述の「フロインズベルクおよびシュテルツイングの」ラント裁判区、もしくは他の「ラント」裁判区において「農民に」割り当てられた森林区域の外で („ausserhalb der ietz gemeltn auszaigung in den landgerichten vogenant oder andern gerichtn“) 言い換えれば鋤山業に割り当てられた森林地において、かつ鋤山に従事する者に責めが負わせられる事件については、

鉦山裁判官が裁判権をもち、これにたいし鉦山業所属林の外部」において鉦山労働者、鉦山従事者に関係する事件は、ラント裁判官が裁判にあたるべし、と鑑定意見がだされた。

こうして、鉦山裁判官とラント裁判官との権限、言い換えれば裁判管轄の問題も、前述した⁽¹¹⁶⁾区画方式による森林伐採——別言すれば、森林「割当」——の問題に繋がっていた。森林「割当」がいろいろのところで影響を及ぼしていることに注目したい。

(iii) 最後に第三に、一五二二年九月十六日南ティロール、ラント裁判区タウファースのための森林令（既述）の諸規定⁽¹¹⁷⁾である。ここには、農民団体（言い換えれば、森林を従来から利用する者）と鉦業労働者（新たに森林利用を求める者）の双方が絡み合って登場する。それら規定には、つとに前問良爾氏が考察を加えていた。⁽¹¹⁸⁾「鉦山労働者とNachbar「農民団体」との間に新しい対抗関係が生まれ」ていた、その間の事情を示すものとして。この場では、諸規定のなかで、次の一条（第二十条）のみをあげよう。「坑夫の仲間（„Gesellschaft der Knappen”）とゼルドナー（„Seldner”「小農・日傭者」）とは、次のようにうったえている。われわれには宿泊所（„Herberg”）がないのに妻子があり、これを扶養するのに家畜を飼う必要がある、にもかかわらずこれらのことが放置されている、と。そこで、これにたいしては、以下のように措置がなされるべし。ラント裁判区長官と鉦山裁判官とは、鉦業所の労働者と溶鉦所の労働者（„Arbeiter”）が農民団体（„Nachpern”）のところへ、しかるべき家賃で、必要に応じて宿泊所をもつことができるよう、入念に措置すべし、と。」また別の箇条（第二十一条）の一部は、こう述べている。「ゼルドナー（„Seldner”）は、自己の必要に供するために（„zu seiner Notdurft”）、燃料用の材木を、当該地域の農民団体（„Nachperschaft”）と同様、自己に割り当てられた分から、伐採すべし。」

上述の、森林「割当」の問題は、ゼルドナーにも関係していた。この関連で、既述のオーバーラウフの所論をみ

よう。彼は、前述一三八三年ころ作成の「覚書」にあげられていた „all gemainn“ 「領邦内のすべての共同地森林」すなわちアルメンデのひとつが、領邦君主のアルメンデレガルに属するものとして領邦の林務官（„Forstmeister“）の権限にとりこまれた点について、こう述べる。この点は、森林利用権者の範囲を定めるうえで、影響を及ぼした、と。すなわち、「富農層には、森林利用について排他的傾向があるため、これに対抗し、ゼルドナー（Sollhäusler）や手工業者の存在を保護しようとした」こと、言い換えればこれらの者にも森林利用を認めようとしたことである。このことは、領邦君主の利益に適っていた。「というわけは、ゼルドナーは、大半は、坑夫（Bergknappen）たちであったから。」⁽¹¹⁹⁾ 森林利用に排他的傾向をもっていたのは「富農層（Grossbauern）」にかぎられず農民団体自体の問題だったとおもわれるが、ともあれ、傾聴すべき所論である。

一五二一年タウファースのための森林令諸規定の内容がどのように実施に移され、その結果はどうであったのかは興味を惹くが詳細は不明。ともあれ、こうした規定が設けられたのは、理由があろう。農民団体の伝統的生活様々のなかへ、鉱山労働者であれゼルドナーであれ、彼らが住居確保や森林利用の点から介入し、農民団体とのあいだで強弱さまざまな軋轢が生じていたことである。とりわけ、鉱山労働者であれゼルドナーであれ、彼らが流れ者・他所者の地位にあったことが、定住者・農民との対立を生む契機になったとみられる。⁽¹²⁰⁾ とくに鉱山労働者についてふるく鉱業法教科書にこう述べられていた。「鉱業が鉱業稼人ナル一種ノ漂泊団体ニ依リテ開始セラレ」云々と。⁽¹²¹⁾ 鉱山労働者のありようは、関心を呼ぶところである。

以上、森林犯罪告発人問題に移る前にとりあげる問題としてはいささか長くなってしまった。これを要するに、(i) 一五〇二年森林令は、イン河全流域と一主要支流との「共同地森林」を初めて正面から規制の対象としてと

説
りあげテイロール森林令史において一時期を画した存在となった。と共に、その制定期前後の時代にわたって、他の種々の森林令、そして狩猟令、鉱山令、および関係諸訓令と諸問題を共有し、諸森林令を初めとするこのような様々のオルドヌング („ordnung“) と繋がっていた。

(ii) 一五〇二年森林令を中心とする諸オルドヌングにあらわれた領邦君主の森林行政(ポリツァイ)は狩猟行政をはじめ様々の問題と絡んでいた。しかも、諸問題自体が相互に絡み合っていた。森林ポリツァイの中心は、森林なかんずく共同地森林の保護育成 („gehait“)⁽¹²⁾ におかれていた。これはこれで、さらに、森林の巡視、森林地の割当、鉱業の進出などの問題と結びついていた。とくに鉱業の進出問題は重要であった。しかも、テイロール鉱山業は広くドイツの鉱工業の隆盛と繋がっていたのは、周知の通りである。

森林犯罪告発人問題もまた、以上の諸問題と無縁ではなかった。そこで、節を改め、この問題に向かいたい。その場合本問題にとっては、森林巡視がとくに注目されてこよう。

註

- (1) Wopfner, Hermann, Das Almendregal des Tiroler Landesfürsten, Innsbruck 1906, Beilagen Nr. 16, 129 [1].
- 拙稿「テイロール森林令雑考——領邦立法史研究覚書——」『熊本法学』二七号(一九七八)二三三頁(「森林犯罪告発人の設置」)。同「森林犯罪告発人制度管見——領邦国家と農村共同体——(一)」『熊本法学』二九号(一九八〇)六〇頁(注2) (以下)に二五〇二年九月十六日と書いたのは誤まりで、正しくは一五〇二年四月二十四日)。なお、川瀬善太郎『公布林及共同林役(即入会関係)』(三浦書店・一九二二)十二頁(「領主(Landesherren)より部落行政又其吏員任官等に対し干渉を為すに至りしは漸く一五六世紀に始まりしものとす」)の発言を参照。

- (2) 以上は、拙稿「森林犯罪告発人制度管見 (一)」(前注1) 八二、九四頁を参照。なお、本稿上掲、森林犯罪告発人の選出規定「農民団体は各部落において („in ainem yegklichen oblat“) ……二人を告発人に決定し選出する「べし」」にあつた「„Oblat“ (部落)」(あゑいは „Oblei“ なむ) は、主に、イン河の他マイザック溪谷 (Eisacktal) やプスター溪谷 (Pustertal) (ポーツェン、ブリクセン地域の溪谷) に知られる村落 (ゲマインデ)、村落小区、裁判区小区の呼称。Aug. Unterforcher, *Wie man in Tirol in früherer Zeit die Theile Gemeinde oder die Gemeinden selbst benannte*, in: *Zeitschrift des Ferdinandeums für Tirol und Vorarlberg* 3. Folge Bd. 41, 1897, 199; Jos. Egger, *Die alten Benennungen der Dörfer, Gemeinden und ihrer Unterabtheilungen sowie die gleichlautenden Namen von Gerichtsbezirken und Gerichtstheilen in Tirol*, in: *Zeitschrift des Ferdinandeums für Tirol und Vorarlberg* 3. Folge Bd. 41, 1897, 236-237. ティロールには他にMalgrei, Riegel, Technai など地域毎に多様な村落呼称がみえる。
- (3) 以上は、拙稿「森林犯罪告発人制度管見 (一)」(前注1) のとくに九一、九八、一〇七頁を参照。
- (4) Wopfner (前注1) 82 („Rüger über etwaige Forstfrevel“).
- (5) Wopfner (前注1) 91 mit Anm. 5. また拙稿「ティロール森林令雑考」(前注1) 三頁(注7) および二五頁(注25)。
- (6) Schwappach, Adam, *Handbuch der Forst-und Jagdgeschichte Deutschlands*, I, Berlin 1886, 282 („Die älteste Forstordnung“).
- (7) Devèze, Michel, *Histoire des forêts*, Paris 1965, 68. ミニエル・ドヴェーズ (猪俣禮二訳) 『森林の歴史』(白水社・文庫クセジュ・一九七三) 七八頁。
- (8) Devèze (前注7) 67. ドヴェーズ (前注7) 七八頁。
- (9) 後注(33) を参照および後注(77) 関係本文以下を参照。

(10) Mantel, Kurt, Forstgeschichte des 16. Jahrhunderts unter dem Einfluss der Forstordnungen und Noe Meurers, Hamburg/Berlin 1980, 247, 293, 880, 884, 896. この点については著者の Forstgeschichtliche Beiträge. Ein Überblick über die Geschichte der Bewaldung, der Wald- und Holznutzung, der Wald- und Forstordnung und der Forstwissenschaft, Hannover 1965 (本書は論文集であり、関係論文の初出は一九五八年) 91 において指摘されていた。

(11) Hasel, Karl, Forstgeschichte: Ein Grundriss für Studium und Praxis, Hamburg/ Berlin 1985, 110. カール・ハーゼル (山縣光昌訳) 『森が語るドイツの歴史』(築地書館・一九九六) 一八七頁(「表七 もっとも初期のフォルスト条令」)。

(12) Mantel, Forstgeschichte des 16. Jahrhunderts (前注10) 33, 35. また Devèze (前注7) 66 („Noe Meurer, qui, de 1549 à 1583“) (ドヴェーズ「前注7」七六―七七頁) も参照。

(13) Hasel (前注11) 105. ハーゼル (前注11) 一八二―一八三頁上段。

(14) Hasel (前注11) 108. ハーゼル (前注11) 一八五頁下段。

(15) Hasel (前注11) 106-107. ハーゼル (前注11) 一八三頁下段以下 (ただし、本稿本文で紹介したニュルンベルク帝国森林のための皇帝の指令等は翻訳では省略されている)。

(16) Hasel (前注11) 107 („Es sind Übergangsformen“). ハーゼル (前注11) 一八四頁上段ではこの部分の翻訳はない。

(17) Hasel (前注11) 107 („für ein grösseres Gebiet“). ハーゼル (前注11) 一八四頁下段。また渡邊裕一「中近世ドイツ都市における森林政策——研究の動向とニュルンベルクの事例から——」『比較都市史研究』二七の一(二〇〇八)三一頁

注(4)も同趣旨の発言。

- (18) 川瀬善太郎『林政要論』（有斐閣書房・一九〇三）二二〇頁、山本光『林業史・林業地理』（明文堂・一九五八）二二七頁（注1）参照。なお、中世ヨーロッパにおける森林の開墾による農地開発とその推移（すなわち、その減少）とについて、藤田幸一郎「近代ドイツの森林問題」井上貴子編著『森林破壊の歴史』（明石書店・二〇一一）三九頁、四〇頁を参照。
- (19) Devèze（前注7）61. ドヴェーズ（前注7）七一頁（「再造林」。また川瀬（前注18）二二五頁（「造林」、二二六頁（「人工造林」）参照。
- (20) 黒田迪夫『ドイツ林業経営学史』（林野共済会・一九六二）十九—二〇頁。ヴェネツィアについて、ジョン・パーリン（John Perlin）（安田喜憲／鶴見精二訳）『森と文明』（A Forest Journey）（晶文社・一九九四）一七九頁（「クリスタルグラス」）参照。
- (21) 藪部一郎『林業政策 上巻』（西ヶ原刊行会・一九四〇）一四六頁（「重商主義を基礎とする所謂森林令（Forstordnung）となって現はれた」）を参照。
- (22) cf. Christian, Johann, Tirol und sein Wald, in: Oesterreichische Vierteljahresschrift für Forstwesen (= OeVF), Neue Folge (N. F.) 47, 1929, 141; Wolfsgrubber, K., Die Waldordnung des Fürstentums Brixen vor 400 Jahren, in: Schlern 25, 1951, 70 (links). また川瀬（前注18）二四〇頁（「掠奪作業」）、川瀬（前注1）十四頁（「濫採暴穫」）を参照。
- (23) Trubrig, Julius, in: OeVF N. F. 10, 1892, 354 (Nachtrag: „die älteste gemeine Waldordnung für Tirol“).
- (24) Trubrig, Julius, Die Organisation der landesfürstlichen Forstverwaltung Tirols unter Maximilian I., in: Forschungen und Mitteilungen zur Geschichte Tirols und Vorarlbergs 3, 1906, 336 (Anm. 1) - 339.
- (25) Kecht, Karl, Waldeigentum und Waldnutzung in den Weistümmern Nordtirols, Innsbruck Diss. 1940, 134 f.

説
(26) Oberrauch, Heinrich, Tirols Wald und Waidwerk. Ein Beitrag zur Forst- und Jagdgeschichte (Schlern-Schriften 88), Innsbruck 1952, 65-67. ただしその数年前にオットー・シュトルツは『一五〇二年森林令の存在を再論しよう』と云う。Stolz, Otto, Rechtsgeschichte des Bauernstandes und der Landwirtschaft in Tirol und Vorarlberg, Bozen 1949, 427.

(27) Blickle, Peter, Wem gehörte der Wald? Konflikte zwischen Bauern und Obrigkeiten um Nutzungs- und Eigentumsansprüche, in: Zeitschrift für Württembergische Landesgeschichte, 45, 1986, 168 (Anm. 5). フランス人はティロールにいつてオーバーラント(前注26)四八頁を挙げているが、この頁には該当の記述はみられない。

(28) Trubrig, Julius, Heinrich Wuest, „gemeiner Waldmeister“ zu Hall in Tirol 1511-1520, in: OeVFO N. F. 11, 1893, 55-59 (Anhang. I).

(29) Trubrig (前注28) 39 (Anm. 31).

(30) 以下はChristian (前注29) 141; Trubrig, Julius, Zur Tiroler Forstgeschichte, in: OeVF N. F. 48, 1930, 83-84.

(31) Kecht (前注25) 135 („die provisorische Waldordnung vom Jahre 1839“); Trubrig (前注30) 85. 一五〇二年森林令の影響一端については、また拙稿「ティロール森林令雑考」(前注1)一八頁(注9)も参照。

(32) Wopfner (前注1) 158-163 (Beilagen Nr. 27).

(33) Wopfner (前注1) 123 (Beilagen Nr. 11).

(34) Wopfner (前注1) 163-166 (Beilagen Nr. 28).

(35) Wolfgruber (前注29) 70 („die starke Nachfrage Venedigs“). パーリン(前注20)一七九頁(「海軍工廠ではいつも二百隻のガレー船がドックに入って」いた)。

- (36) 小沢今朝芳『ドイツ森林経営史』(日本林業調査会・一九六八) 十五頁、藤田(前注18) 三六頁(「木材商業の発展」参照)。
- (37) cf. Wopfner (前注1) 158 (Beilagen Nr. 27 [ラント裁判区タウフマースのための森林令][2.]): „sollen sy [Lenntz Prugger und seine Nachkommen] bey ainer straff nicht verkauffen noch verkummern, sonnder allain zu ired haus notturfft verprauchen“
- (38) cf. Wopfner (前注1) 168 (Beilagen Nr. 30 [ラント裁判区シュテルツイングの森林令][1.]): „auch an des perckrichters vergunstigung kain kaufmanschaft mit dem holtz treyben bey vermeydung schwärer straff“
- (39) Oberrauch, H., Die Waldordnungen für das Gebiet am Eisack und an der Etsch, in: Schlern 23, 1949, 87.
- (40) Mutschlechner, Georg, Die Waldordnung für den Bergbau am Schneeberg vom Jahre 1545, in: Schlern 46, 1972, 281-285.
- (41) cf. Worms, Stephen, Schwazer Bergbau im fünfzehnten Jahrhundert, Wien 1904, 137 (Nr. 11: Holzordnung für die Tiroler Bergwerke): „Item von des abbtz von sant Jörgnperg wegn als der maynt, im werd unpillich in sein wêld gegriffen, . . .“ cf. Stolz (前注9) 309 („Heimwälder“).
- (42) Wopfner (前注1) 125-126 (Beilagen Nr. 14) . なお藤田(前注18) 四四頁(「農民の共同利益」・「御料林」)参照。
- (43) ホル製塩所についてPalme, Rudolf, Rechts-, Wirtschafts- und Sozialgeschichte der inneralpinen Salzwerke bis zu deren Monopolisierung, Frankfurt am Main/Bern 1983, 91 (Anm. 263) . また宮下孝吉「中世後期及び近世初期におけるオーストリアの鉄及び塩業」『社会経済史学』二四の三(一九五八) 十二頁上段(「森林の所有」)。
- (44) Wopfner (前注1) 138-139 (Beilagen Nr. 18) .

説
(45) cf. Mutschlechner, Georg, Südtirol in den Bergwerksordnungen Kaiser Maximilians I., in: Schlern 43, 1969, 101 (Anm. 2).

論
(46) Oberrauch (前注26) 51 (Anm. 1).

(47) ノル製塩所における裁判ごころに於て Palmé (前注43) 93 (Anm. 289, 290, 291) を参照。

(48) cf. Blickle (前注27) 168 (Anm. 4).

(49) Wopfner (前注1) 118 (Beilagen Nr. 7).

(50) Wopfner (前注1) 158-163 (Beilagen Nr. 27). また前述 (注32) 関係本文、前注 (37) ・後注 (33) なども参照。

(51) Wopfner (前注1) 167-170 (Beilagen Nr. 30).

(52) Wopfner (前注1) 159 (Beilagen Nr. 27).

(53) Oberrauch (前注26) 53 (Anm. 1).

(54) 後注 (74) 本文参照。

(55) Die tirolischen Weistümer (= T. W.), 4 (hg. v. Ignaz v. Zingerle/Josef Egger), Wien 1888, 29-30: „Wir Friderich von gots gnadn herzog ze Österreich...tuen kunt, daz für uns komen der merar tail der leuten ze Partschins und ze Cantrun und gaben uns zue erkennen, wie gross irrsal und geprechen lange zeit her under in gewesen wêr von der dorfrecht wegen daselbs...“

(56) T. W. 4 (編註5), 30: „Es sol auch nieman kain holz nemen âne des dorfmaisters und der pesten rat âne geverd.“

(56 a) 1例にT. W. 4 (編註5), 42 (Algund [1648] : „Zehenten, so hat ain dorfmaister sich mit der gmainschaft zu

unterreden, ob man selbigs jar ain mult holz, in wellichen panwald das were, schlagen wolle oder nit•••“).

- (77) Wopfner (編註一) 140-142 (Beilagen Nr. 19). cf. Oberrauch (編註9) 68 (Anm. 1).
- (78) Wopfner (編註一) 150-152 (Beilagen Nr. 24).
- (79) Wopfner (編註一) 148-150 (Beilagen Nr. 23).
- (80) Trubrig (編註8) 60-63 (Anhang III).
- (81) Trubrig (編註8) 46 (Anm. 49).
- (82) Vorarlberger Weistümer, 1, hg. v. Karl Heinz Burmeister, Wien 1973, 362-364.
- (83) Wopfner (編註一) 160 (Beilagen Nr. 27) [11.] : „Wo ainer sein erlawbt antzal oder ausgezaigt holtz nicht wesentlichen innhielt unnd nit, wie ime das vergönt wer, innhalt der ordnung hultzet, der soll darumb gestrafft warden.“
- (84) Vorarlberger Weistümer (編註8), 364 [12.] : „item wa führohin in künftigen ziten mangel wurd umb steg und weg in den benannten zway dörfern, so süllend und mugend die geschwornen zuo in ziehen mins hern amptlüt oder die elsten, den umb sölich wyssen und kunt ist, und die da offnen und uf thun nach ir besten verstantnuss, und och inhalt der vordren geschrift, alles by den ayden und gelupt, des halb vor mals gethon.“
- (85) Wopfner (編註一) 126-127 (Beilagen Nr. 15).
- (86) Wopfner (編註一) 124-125 (Beilagen Nr. 13).
- (87) Wopfner (編註一) 124 (Beilagen Nr. 13): „Unser undertanen in bemelten ewrn verwesungen haben unns etlich beswêrungen, die sy des wiltprâts halben haben, zu erkennen geben und darauf undertêniglich gepeten

gnediglich darein zu sehen, damit inen die gewendt werden.“

- (68) Wopfner (前注1) 150-152 (Beilagen Nr. 24).
- (69) Worms (前注41) 99-103: Urkunden Nr. 1.
- (70) Wopfner (前注1) 125 (Beilagen Nr. 13): „und als vil newrewt gemacht und dadurch unser weld vast geödet sind・・・“
- (71) Hasel (前注11) 190. ホーゼル (前注11) 一一九頁上段。
- (72) Blickle (前注27) 169 („Sicherung der Wildbestände für die landesherrliche Jagd“).
- (73) Wopfner (前注1) 114-115 (Beilagen Nr. 3).
- (74) Wopfner (前注1) 122 (Beilagen Nr. 10): „Vermerckt was von wildpret und gefugl verpoten ist und das zu dem vorstantb gehört.“
- (75) 津田正夫『チロル案内』(暮しの手帖社・一九六八)三二六頁以下。
- (76) 蘭部一郎(前注21)一四一頁。
- (77) Oberrauch (前注26) 52 („als Schwarzwälder alle Nadelwälder“). なお本文でとりあげている訓令(一四八四年七月六日)については、前注(33)参照。
- (77 a) 以下に引くは、Stolz, Otto, Geschichtskunde des Zillertales, Innsbruck 1949 (Schlern-Schriften 63), 187 („seit jeher als im Obereigentum des Landesfürsten stehend“); Palme (前注32) 91 (Anm. 269, 270); Wopfner (前注1) 41 (Anm. 4, 6), 38 mit Anm. 4. また本文であげた、森林地授与の二事例は、Wopfner (前注1) 113 (Beilagen Nr. 1) 及び Wopfner (前注1) 114 (Beilagen Nr. 2) にみえる。後者の事例は、森林内に製材所を建てる

(„ein sagmül ze slahen im dem wald Musnit“) 権利の授与に関するもの。

- (78) Wopfner (前注1) 133-138 (Beilagen Nr. 17).
- (79) Oberrauch (前注26) 53 (Anm. 2).
- (80) Leeder, Karl, Die Oberstjägermeister des XVI. Jahrhunderts am Wiener Hofe, in: OeVF N. F. 23, 1905, 292-310.
- (81) 平松紘「フォレストの史的構造とフォレスト法——イギリス森林法史研究序説——」『青山法学論集』三二の一・二・三(一九八九)二四頁(注4)および二五頁(注4)。また室田武他『入会林野とコモンズ 持続可能な共有の森』(日本評論社・二〇〇四)一一頁(「別名 royal forest」)藤田(前注18)四四頁(注7)を参照。
- (82) 前注(44) 関係本文参照。
- (83) Wopfner (前注1) 77 Anm. 1.
- (84) Wopfner (前注1) 115-116 (Beilagen Nr. 4). cf. Oberrauch (前注26) 51 (Am 10. 12. 1447) f. 52 (Anm. 1).
- (85) Wopfner (前注1) 116-117 (Beilagen Nr. 5). cf. Oberrauch (前注26) 52 („Forstmeister Lienhard“).
- (86) Wopfner (前注1) 142-143 (Beilagen Nr. 20).
- (87) Wopfner (前注1) 77 (Anm. 5).
- (88) Wopfner (前注1) 77 mit Anm. 3, Anm. 4.
- (89) Wopfner (前注1) 157 (Beilagen Nr. 26).
- (90) Wopfner (前注1) 78 (Anm. 1).
- (91) T. W. 4 (前注15), 801: „au“ („mit Laubbäumen, meist Erlen bewachsener Weideplatz an Flussumfern“).

説
(92) Worms (前注41) 99-103: Urkunden Nr. 1. cf. Mutschlechner (前注45) 101 (Anm. 1). また瀬原義生「中世末期・近世初頭のドイツ鉱山業と領邦国家」『立命館文学』五八五(二〇〇四)四五頁(注18)参照(なお、瀬原論文にあがってゐる一四七二年は一四二七年の誤植である)。論

(93) Wopfner (前注1) 118-119 (Beilagen Nr. 8).

(94) Worms (前注41) 110-111: Urkunden Nr. 6. cf. Mutschlechner (前注45) 101 (Anm. 2). なおシュワーツ銀鉱の初期について瀬原(前注92)四五頁(注19)参照。

(95) Worms (前注41) 112-127 (全三十八箇条): Urkunden Nr. 7 a). cf. Stolz, Otto, Die Anfänge des Bergbaues und Bergrechtes in Tirol, in: Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte Germ. Abt. 48, 1928, 256 (Anm. 2); Oberrauch (前注9) 51 (Anm. 1).

(96) 前注(46) 本文参照。

(97) Worms (前注41) 128-129 (全十一箇条): Urkunden Nr. 7 b).

(98) Worms (前注41) 152-157: Urkunden Nr. 15.

(99) Worms (前注41) 158-162: Urkunden Nr. 16.

(100) Worms (前注41) 162-164: Urkunden Nr. 17.

(101) Worms (前注41) 164-167: Urkunden Nr. 18.

(102) Mutschlechner, Georg, Die Bergordnung für die Bergwerke am Höttinger Bach vom Jahre 1532, in: Festschrift für Karl Schadelbauer, Innsbruck 1972, 151-161 („Perckhwerchs Ordnung im Hettinger pach“).

(103) Mutschlechner (前注102) 150 („des Bergrichters in Hall“), 161 („eben jener für den Schwazer Bergbau“)

- (49) Wopfner (編註一) 123-124 (Beilagen Nr. 12).
- (50) Wopfner (編註一) 143-144 (Beilagen Nr. 21).
- (96) cf. Mutschlechner (編註2) 150 („Diese Gewaltentrennung“), 154 („vntzucht begieng“), 159 („Kompetenzstreite“); Worms (編註4) 138: Urkunden Nr. 11 ([um 1460]) („Von der irrung wegen des perkhgerichts unsers gnédign herrn und des landgericht der von freuntsperg als zu Sterzingen und freuntsperg auch ander gericht“).
- (97) Worms (編註4) 119-120: Urkunden Nr. 7 a).
- (98) Worms (編註4) 136: Urkunden Nr. 11 („Dann umb das holtz zu slahn, als die nachpaurn maynen“). cf. Worms (編註4) 73 („Was die Holzarbeit betrifft“).
- (99) Worms (編註4) 119 (Urkunden Nr. 7a]: „wann die bauren vermainen selbst holtz zum bergwerck zu bringen, darum sie die fremde holzknecht nicht wollen leiden, dardurch das bergwerck nicht frey wäre, das sezen wir also, …“
- (10) Worms (編註4) 119-120 (Urkunden Nr. 7a]): „das sezen wir also, das ein jeder der holtz bedarf zu dem bergwerck, derselbe mag bestöllen von den frembden oder von den nachbaurn auf das nechst, als er mag, von mániglich ungot und ungeirt aus allen wálden, “ 本森林令が續けしりし述べたる事は、本文直後に指摘する事は、
心と關係する。 ”, wo aber ein nachbaur ein eigenes holtz hette, das mag er selbst ob er will zu nutz des bergwercks arbeiten oder andern zu arbeiten vergonnen.“
- (11) Mutschlechner (編註2) 150. 本に Palme (編註4) 92 (Anm. 279: „Werchschlager“) 本に宮下 (前註4) 六頁

〔木炭製造人〕を参照。

(112) 後注 (119) 関係本文を参照。なお、瀬原 (前注 92) 六五頁によれば、ティロールにおいては、領邦君主 (「鉱山特権の所有者」であった) の財政難のために企業家 (なかんずく、フッガー家) が彼に融資し、その見返りに鉱物 (銀、銅) の先買権を彼から取得するといった方法で「間接的に」資本を鉱山に投入した。これにたいしザクセンでは、企業家は市場において鉱区株を購入することによって「直接」鉱山業に進出していったとされる。前者の先買権 (「銀買い、銅買い」) については、諸田實『フッガー家の遺産』(有斐閣・一九八九) 五五頁を参照。なおシュワーツ鉱山裁判官ガブリエル・ヴァイダツヒアがティロール領邦君主の名においてフッガー家 („herrn Fugger“) に一森林地 („ain ort aines walds im Ahenal am Schyulterberg“) を授与した (一五二七年四月二十九日) 例が知られる。これは、同家が熔鉱業を遂行するのに必要な („zu notdurfft ires schmelz“) 用材を同家に確保させるための措置であった (Wopfner 「前注 1」 166-167 [Beilagen Nr. 29])。

(113) Worms (前注 41) 135 (Urkunden Nr. 11).

(114) Worms (前注 41) 72 (Anm. 1).

(115) Oberrauch (前注 26) 50 (Anm. 1) も同様である。

(116) 前注 (71) 関係本文を参照。

(117) 前注 (32) および前注 (37) 関係本文参照。

(118) 前間良爾「ドイツ農民戦争期における共有地問題 ティロール鉱山業の発展との関連において」『西洋史学論集』七 (一九五九) 十二頁。

(119) Oberrauch (前注 26) 53. また宮下 (前注 43) 一〇頁下段 (「脅威的な浮浪生活の圧力を彼等 [エルツベルクの労働者]

から除き」を参照。

(120) Worms (前注41) 136 (Urkunden Nr. 11 [um 1460]) にみえる次の文言を参照されたい。„Dann umb das holtz zu slahn, als die nachpaurn maynen, die frömdn knecht sulln das nicht tun.“ (農民団体は、*h*の意見を述べる。他所者の森林伐採人は樹木を伐採することあたわず、と。) なお前注(109) 関係本文も参照。また大西理絵子「領邦国家とドイツ農民戦争——テイロルの場合——」『寧楽史学』三五(一九九〇)四五頁下段注(3)によれば、テイロル農民戦争において農民と市民とは結びついたが、彼らと坑夫とのあいだには連繋がなかった。

(121) 阪本三郎『鉱業法積義』(丸善・一九一四)十五頁。参考までに関係の文の前後は以下の通り。「鉱業制度が独占主義ヨリ非独占主義ニ進化シツアルコトヲ知り得ベシト雖モ、此大勢ハ国家ノ組織成リ、君主ノ権力漸ク強大トナリタル以後ノコトニシテ、其以前単純ナル社会状態ノ下ニ鉱業ガ鉱業稼人ナル一種ノ漂泊団体ニ依リテ開始セラレ経営セラレタル時代ニ於テハ、未ダ必ズシモ然リト断言スルコトヲ得ザルナリ」と。また前問良爾「一五・六世紀ドイツにおける鉱山労働者とその再編成——エルツ山脈地方を中心に——」『西洋史学論集』五(一九五八)二五頁下段(「移住者」)、二八頁上段(「移住者」)、一一八頁注(3)(「移住鉱夫」)を参照。さらに前注(119)の宮下発言も参照。足尾銅山をモデルとしたとされる夏目漱石『坑夫』(漱石全集第五卷・岩波書店・一九九四)の「自分」(十九歳。坑夫下働き「掘子」となる)も、一時的であれこうした一種の「漂泊」者(「流れて行くもの」[八二頁]・「宿無」[一〇九頁])の位置にあった。

(122) cf. Stolz (前注26) 309 (Anm. 40).